平成２３年度

国内立地推進事業費補助金

公募要領

平成２３年１１月

国内立地推進事業事務局

目　　次

ページ

１．事業の目的・補助対象事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

２．補助対象事業者について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３

３．補助率及び補助対象経費等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

４．事業実施期間について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５

５．補助事業者の義務等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．６

６．その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７

７．応募書類の提出について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７

８．採択の審査及び結果通知について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．９

９．事前着手の承認のための申請・承認の結果通知について　・・・・・・・Ｐ．１１

＜申請様式等＞

要件Ａ申請様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１４

要件Ｂ申請様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３９

要件Ｃ申請様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．６５

事前着手のための承認申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８２

＜参考＞ 公募に関する受付及びお問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８６

１．事業の目的・補助対象事業について

（１）事業の目的

この補助事業は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災からの復興の基本方針（平成２３年７月２９日東日本大震災復興対策本部決定）及び東日本大震災復興基本法（平成２３年法律第７６号）第２条に定める基本理念に基づき実施する施策であり、供給網（以下「サプライチェーン」という。）の中核分野となる代替が効かない部品・素材分野と我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点に対し、国内立地補助を措置することにより、企業の我が国における立地環境の改善を図りつつ、国内への新たな投資を促進し、雇用を維持・創出することを目的とする。

（２）補助対象事業

以下の補助対象事業Ａ又は補助対象事業Ｂ又は補助対象事業Ｃに該当する事業（以下それぞれ事業Ａ、事業Ｂ、事業Ｃという。）

ただし、当該補助事業に係る投資計画について、「東日本大震災からの復興の基本方針」に関する東日本大震災復興対策本部決定（平成２３年７月２９日）（以下「本部決定」という。）以前に対外発表している場合には対象になりません。（本部決定日以前に発表した計画に加えて、追加的に設備投資を行うとした場合であって、当該追加投資を行うことを本部決定日以前に対外発表していないときは、当該追加投資部分は対象となります）。

◆ 事業Ａ（以下の①及び②のすべてを満たす事業）

① サプライチェーンの中核となる代替が効かない部品・素材の製造に係る事業

② 補助事業を行う事業部門（以下「補助対象事業部門」という。）の国内雇用を震災前と同水準で４年間維持する事業（被災地※に投資する場合及び後述する補助対象要件Ｃを行う中小企業（以下「グループ化中小企業」という。）による場合は、少なくとも補助対象となる生産拠点における補助対象部門での雇用が震災前と同水準で４年間維持する事業）

※被災地とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第３項の特定被災区域をいう。（参考１参照）

◆ 事業Ｂ（以下の①から③のすべてを満たす事業。ただし、非上場企業及び中小企業については①及び③を満たす事業。）

① 高い成長性が見込まれる分野に関する製品又はその部材の製造に係る事業

② 思い切った投資により新たな市場創出・市場拡大につながる分野に関する製品又はその部材の製造に係る事業

③ 国内の雇用を長期安定的により多く創出する事業（被災地に投資する場合、革新的生産工程の導入により付加価値が向上する場合及びグループ化中小企業による場合は、補助対象部門の国内雇用を震災前と同水準で維持する事業）

◆ 事業Ｃ（以下の①から③のすべてを満たす事業）

① 複数の中小企業等のグループによる共同事業
② 事業Ａ又は事業Ｂに該当する事業
③ 円高対策として厳しい国際競争環境に打ち勝つための集約化･高効率化･強靱化を目指した取組みとしてグループ化メリットを有する事業

（３）補助対象要件

以下の補助対象要件Ａ又は補助対象要件Ｂ又は補助対象要件Ｃ（以下それぞれ「要件Ａ」、「要件Ｂ」、「要件Ｃ」という。）に掲げる要件をすべて満たすもの

＜要件Ａ＞

① サプライチェーンの中核分野となる代替が効かない部品・素材分野（以下のア・イをともに満たすこと）

ア．当該部品・素材分野における国内市場シェアが１０％以上、又は、取引先から分散化・複線化※等の供給責任を果たすための投資を求められているもの

イ．輸入代替性が低い部品・素材であること（海外輸入比率が低い等）

② 補助対象事業部門の国内雇用を震災前と同水準で４年間維持すること

（ただし、被災地及びグループ化中小企業においては、補助対象となる生産拠点における補助対象部門での雇用が震災前と同水準で４年間維持する場合も可とする。）

※複線化とは、複数拠点で緊急時代替生産を可能とすることを指します。

＜要件Ｂ＞

① 高い成長性が見込まれる分野に関する製品又はその部材の製造に係る事業（以下のア・イをともに満たすこと）

ア．成長分野として政府決定文書等に記載されている分野

「「新成長戦略（平成２２年６月閣議決定）」のグリーンイノベーション、ライフイノベーション分野」、「Ｃｏｏｌ Ｅａｒｔｈエネルギー革新技術計画（平成２０年３月経済産業省）」、「環境エネルギー技術革新計画（平成２０年５月総合科学技術会議）」及び「「産業構造ビジョン２０１０（平成２２年６月経済産業省）」の今後の成長戦略分野」に記載された産業分野にかかるもの

イ．高い成長性が見込まれる分野

市場規模が、直近２年間（平成２０年度から平成２２年度）で２５％以上拡大しているもの

（注）製品の最終組立工程のみを設備投資の対象とするものは、原則、認めない。ただし、革新的生産工程の導入により付加価値が向上する場合（ラインの総資産効率性、エネルギー効率性、労働生産性のいずれかが大幅に（＝２０％以上）向上する場合）には、製品の最終組立工程のみであっても補助事業の対象とする。

② 思い切った投資により新たな市場創出・市場拡大につながる投資案件であること

（本要件は、非上場企業及び中小企業には適用しない）

補助対象事業が通常投資に回すことができる現預金残高（注）を超える投資額であること、又は、補助対象事業が５０億円を超える投資案件であること。

（注）通常投資に回すことができる現預金残高とは、
（ＢＳ上の現預金－短期借入金）－「一月当たりの平均売上高」×「２．４」とする。

③ 国内の雇用を長期安定的により多く創出する事業

補助対象経費１億円あたり、原則として、３人・年以上（注）の雇用を創出するもの

（注）例えば、３年間の長期雇用とするのであれば、１人以上（１人以上×３年間）の雇用を創出するもの（ただし、最短２年間（１．５人以上×２年間）で最長１０年間（０．３人以上×１０年間）とする。）

ただし、（ⅰ）被災地に投資する場合、（ⅱ）革新的生産工程の導入により付加価値が向上する場合（ラインの総資産効率性、エネルギー効率性、労働生産性のいずれかが大幅に（＝２０%以上）向上する場合）、又は（ⅲ）グループ化中小企業の場合は、雇用維持要件（補助対象事業部門の国内雇用を震災前と同水準で維持すること）で足りることとする。

＜要件Ｃ＞

① 複数の中小企業等のグループで共同で実施・申請する事業

② 要件Ａ又は要件Ｂに掲げる要件を満たすこと

③ サプライチェーン上の重要な製品又は高付加価値品の生産に必要なものづくり中核技術※を活用したグループ化であって、円高対策として厳しい国際競争環境に打ち勝つための集約化･高効率化･強靱化を目指した取組みとして、次のいずれかのグループ化メリットを有するもの

⑴ グループ化によるスケールメリット（規模の拡大による効率化）
例：設備稼働率向上や、資材発注量拡大等による調達コスト低減等

⑵ グループ化によるシナジー効果（技術等の補完による効果）
例：技術、調達先、販売先等の増加による開発・生産柔軟性拡大等

※ ここで「ものづくり中核技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法施行令（平成１１年政令１８８号）第２条に定めるものづくり基盤産業において利用される技術をいう。

２．補助対象事業者について

本補助金の事業Ａ又は事業Ｂにおける補助対象事業者は上記１．（３）に掲げる要件Ａ又は要件Ｂをすべて満たす民間企業、事業Ｃにおける補助対象事業者は上記１．（３）に掲げる要件Ｃをすべて満たすグループ化中小企業であって、事業終了後の設備等の管理・運営等を責任持って実施することができる者とします。

なお、「中小企業」とは、業種ごとに以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業及び個人を指します。

	資本金基準 （資本金の額又は出資の総額）	従業員基準 （常時使用する従業員の数）
製造業（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又	3 億円以下	900 人以下

は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）		
上記以外の業種	中小企業基本法第２条第１項の規定に定める中小企業の範囲による。	

（注）ただし、以下の項目に該当する中小企業を除く

- 発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上が、同一の中小企業以外の企業（以下、「大企業」という）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人（以下、「みなし大企業」という）。
- 発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人
- 発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人
- 役員の総数の２分の１以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の役員又は職員が兼ねている法人

リースを利用する場合は、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、原則、リース会社等は１企業について１社とします。ただし、リースの場合の補助対象は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。また、契約期間が、導入設備の処分制限期間（複数の場合は最長のもの）継続することを前提とした契約であること。割賦契約はリースには含みません。

３．補助率及び補助対象経費等について

（１）補助対象経費及び補助金交付上限額

補助金の名称	補助対象事業		補助金交付上限額
	補助対象経費の区分	内容	
平成２３年度国内立地推進	（１）設備費等	補助事業者の生産施設において新設又は増設する設備機械装置の購入、据付けに必要な経費	１５０億円

事業費補助金	（２）調査設計費	上記設備機械装置の据付け等に必要な調査及び設計に係る委託費又は外注費	

次のいずれかに該当する経費については補助対象外となります。

・交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの
・既存設備の撤去費用、工場建屋の建設・増築工事費用
・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
・電話代、インターネット利用料金等の通信費
・商品券等の金券
・文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
・飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
・不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
・振り込み手数料
・公租公課（消費税を含む。）、各種保険料
・借入金などの支払い利息及び遅延損害金
・共同申請者間の機械装置等の貸借によるリース料や加工を依頼した際の外注費等
・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、プリンタなど）の購入費
・原則、中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

（２）補助率

補助率は以下のとおり。

補助対象事業者	補助率
中小企業以外の企業	１／３以内
中小企業	１／２以内 （グループ化中小企業は２／３以内）

４．事業実施期間について

交付決定後、補助事業に係る設備や調査の発注等、速やかに事業に着手（遅くとも平成２５年３月末まで）し、原則として、平成２６年３月末までに事業を完了することとします（注）。ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合には、その理由について報告を行っていただくことにより、正当と認められた範囲で事業実施期間の延長を行うことができる場合があります。

（注）大規模な投資であって平成２６年３月末までに事業を完了することができないことが明らかである場合については、交付決定において平成２７年３月末までに事業を完了することを補助事業の条件とする場合があります。

５．補助事業者の義務等

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守していただくことになりますので御留意ください。

① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

② 補助事業者は、補助事業の交付年度中間の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。

③ 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は国の会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。

④ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

⑤ 補助事業者は、当該取得財産等については、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を返納していただくことになります。

⑥ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後５年間保存しなければなりません。

⑦ 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後、雇用創出の状況（労働法制の遵守状況を含む）について報告していただくことになります。報告年数は、原則、申請書の雇用効果を達成するまで報告していただくことになります。

⑧ 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後５年間、補助事業に係る収益状況について報告していただくことになります。本報告により相当の収益が生じた場合には、補助金の交付額を限度として、返納していただくことになります（注１）。ただし、ⅰ）直近３年間のいずれかの年に赤字を計上（注２）した企業（グループ化中小企業においては、構成員のいずれかが満たす場合）、ⅱ）相当程度の雇用創出等の効果によって公益への貢献が認められた企業（注３）については、収益納付を求めないこととします。

⑨ 補助事業に関係する調査への協力、その他事業成果を発表していただく場合があります。

（注１）相当の収益が生じた場合とは、収益［Ａ］－控除額［Ｂ］＞０　となる場合をいいます。
また、相当の収益が発生した場合の納付金額の算出式は以下のとおりです。
（収益［Ａ］－控除額［Ｂ］）×（投資額全体に対する国の補助金の比率［Ｃ／Ｄ］）－［Ｅ］
収益［Ａ］：補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後５年間における各年度末までの、補助事業に係る製品・部品等の営業損益（売上高－製造原価－販売管理費等）の累計額
控除額［Ｂ］：補助事業に要する経費（補助事業に係る補助対象経費以外の経費を含む）のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額
［Ｃ］：補助金額定額

［D］：本年度までの補助事業に係る支出額の合計（補助事業に要した経費（補助金＋自己負担額）及び補助事業終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計）

［E］：前年度までに収益納付を行っている場合には、その累計額

（注２）申請企業単体の営業利益、経常利益又は純利益のいずれかで赤字を計上した場合。

（注３）相当程度の雇用創出等の効果によって公益への貢献が認められ、収益納付を求めることによりかえって補助金等の本来の目的の達成を阻害すると第三者の審査会が特段に認定した企業。

６．その他

① 今回の申請により提出された補助金申請額（補助率含む。）が交付決定額となるものではありません。本公募による採択決定後、交付規程に基づき採択者が提出する交付申請書の内容を事務局が厳正に審査した上で、交付決定通知書にて交付決定額を通知します。

② 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。（年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。）

また、特に必要と認められる場合、補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。

③ 今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。

④ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は認められませんので御注意ください。

なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に所管の経済産業局に御相談ください。

７．応募書類の提出について

（１）受付期間

平成２３年１１月２９日(火)～平成２３年１２月２８日（水）正午まで【必着】

（２）提出方法

応募される方は、別紙様式（Ｐ．１４～８１）により作成の上、正本１部、写し２０部（審査委員及び関係者含めて徴求）の計２１部を、上記期間までに事務局へ郵送又は持参にて提出してください。【受付期間内に必着のこと】

配達等の都合で締切りまでに届かない場合がありますので、締切りの期限に余裕をもって送付されるよう十分御注意ください。

（３）事前相談、問い合わせ先

応募される方は、事前に立地を予定している区域を所管する経済産業局に相談されることをお勧めします。経済産業局担当課及び管轄区域等については（Ｐ．８９「（参考２）事

前相談及びお問い合わせ先」）のとおりです。締切期限の直前は混み合うことが予想されるため、お早めにご相談ください。

また、この補助金に関するお問い合わせも経済産業局担当課等にお願いします。

（４）提出先

提出書類は郵送又は持参により以下に提出してください。提出先は経済産業局ではありませんので、御注意ください。

＜国内立地推進事業費補助金事務局＞
〒１００－０００５　東京都千代田区丸の内１－６－５
（株）野村総合研究所　経営革新コンサルティング部
（国内立地推進事業費補助金事務局担当）　中村、中田、栗生澤
TEL：０３－５５３３－２９０５　FAX：０３－５５３３－２６９１
※電話での受付時間、９：３０～１２：００及び１３：００～１７：００
E-mail：kokunai-ritti-jimu@nri.co.jp

（注１）　ＦＡＸ及び電子メールによる提出は受け付けません。また資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。
なお、事務局に持参いただいた際にも、その場での書類内容確認（資料に不備があるか否かの確認）は実施しませんので御了承ください。

（注２）　締切を過ぎての提出は受け付けられません。配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付してください。

（注３）　郵送の際には、できるだけ配達記録が確認できる方法（例：簡易書留、宅配便等）にてお送りいただきますようお願いいたします。

（５）インターネットの利用

本公募要領は下記ウェブサイトにも掲載しておりますので御利用ください。

http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo.html

申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

（６）提出書類について

①提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさはＡ４判でお願いします（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。

②以下の「提出書類一覧表」における書類について、片面印刷（Ａ４版）した正本１部、写し２０部（写しについては両面印刷も可）を紙媒体で提出するとともに別紙「提案書類のとりまとめ方法」で指定する書類の電子媒体を格納したＣＤ－Ｒを提出してください。なお、通しページを提出書類下中央に必ず打ち込み、ＣＤ－Ｒには申請企業名を必ず記載ください。

③応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング等を行うこともあります。
なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

④「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんので御留意ください。

「提出書類一覧表」

	書　　類　　名	様式
提出書類	□　応募書類	様式第１
	□　補助事業概要説明書（同説明書に記載してある添付書類を含む）	様式第２
	□　補助事業に係る実施体制図及び役割分担	様式第３
	□　応募者の概要がわかるもの（様式第４＋パンフレット等）	様式第４
	□　決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（申請企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出）（直近３年分） ＊設立後３年未満の企業であって、設立前に当該事業を実施していた企業がある場合は、その企業の決算報告書を提出	様式無し
	□　リース契約書（案）、リース料金計算書（リースの場合）（注２）	様式無し

（注１）事業Ｃについて交付申請を行う場合、様式第３、様式第４、決算報告書、リース契約書（案）等についてはグループ内の申請者ごとに用意し、グループ代表者がとりまとめの上、提出して下さい。

（注２）提出書類及び補足資料は、片面印刷（Ａ４版）した正本１部、写し２０部（写しについては両面印刷も可）の計２１部を紙媒体で提出するとともに別紙「提案書類のとりまとめ方法」で指定する書類の電子媒体を格納したＣＤ－Ｒも提出してください。なお、提出書類下中央には通しページを必ず打ち込み、ＣＤ－Ｒには申請企業名を必ず記載ください。

（注３）リースを利用する場合は、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、原則、リース会社等は１企業について１社とします。ただし、リースの場合の補助対象は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。また、契約期間が、導入設備の処分制限期間（複数の場合は最長のもの）継続することを前提とした契約であること。割賦契約はリースには含みません。

８．採択の審査及び結果通知について

（１）採択時の主な審査内容

採択の審査は事務局に設置される第三者委員会において審査されます。

①基本的事項の審査（必須項目）

ア．補助対象要件

補助事業の目的に合致しており、かつ１．（３）要件Ａ、要件Ｂ及び要件Ｃに掲げる要件を満たしているか

イ．補助事業者としての適格性

応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか

ウ．補助事業の実施体制　等

応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか

② 事業内容に関する審査（加点項目）

ア．競争力・非代替性

競争力：対象となる成長市場において十分なシェアの確保が見込まれるか

非代替性:サプライチェーンにおいて特に代替性が乏しい製品・技術であるか（市場シェアが過半を超えるなど）

イ．投資規模の十分性

期待する市場規模に比べて十分な投資規模となっているか。他企業と競争する上で十分な投資規模となっているか。申請企業の規模に比べて投資額が巨額であり補助事業なくして十分な投資が行えないものであるか（利益剰余金対比での投資規模の大きさを評価）。

ウ．事業連携

将来の再編を視野に入れた業務提携や効率化のための分業など、同業他社との事業連携を実施する事業であるか

エ．海外流出懸念

同種の製品又は部材の製造業に対する海外からの誘致要請や海外政府の立地助成策が存在するか。円高等を背景として海外流出の懸念がある事業かどうか

オ．分散化・複線化

震災後の対応として供給責任を果たすための分散化・複線化を図るものか

カ．ＢＣＰ（事業継続計画）の策定

リスクに対応し供給責任を果たすためにＢＣＰを策定している事業者か

キ．雇用創出効果

国内雇用を長期安定的により多く創出する事業となっているか

ク．技術力

安全面における信頼性の高い技術及び実績を有しているか

納品（予定）先の多さなど商業的に受容の幅が広い技術力を有しているか

革新性のある技術を有した製品又は部材であるか

ケ．集積効果・地域との連携

地域経済及び地域産業への波及効果が望める事業となっているか

既存地域活性化策との連携がなされているか

＊基本的事項については必須項目のため、様式中（必須）と記載されている項目は全て記載してください。

＊事業内容に関する審査項目は、記載内容を審査し加点を行うための項目であり、様式中（加点）と記載されています。当該項目への記載は任意とします。

（２）採否の通知等

選定結果（採択又は不採択）の決定後は、事務局から速やかに通知します。

※採択者は、補助金の交付などの執行に係る必要な手続きについても、事務局に対して行っていただきます。

（３）公募のスケジュール

平成２３年１１月２９日（火）～１２月２８日（水）正午まで　　受付期間

平成２４年　１月　４日（水）～　　採択審査
１月下旬　　採択内示

（４）その他

本制度では、応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容が妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

９．事前着手の承認のための申請・承認の結果通知について

経済産業省では、サプライチェーンの中核分野となる代替が効かない部品・素材分野と我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点について、企業の皆様に、国内における新規投資を推進し、雇用を維持・創出していただきたいと考えております。このため、本補助金の公募開始日（平成２３年１１月２９日）以降、補助金交付決定日までの間に発注・購入・契約等を行った事業に要する経費についても、交付決定前に発注・購入・契約等を行わないことにより、供給先からの発注に応えられなくなるなど多大な損失が発生することが懸念されるため、海外に生産を移管せざるを得ない理由が存在する場合に、事前着手の必要性について、事務局の承認を受けた場合には、その承認を受けた日以降に発注・購入・契約等を行った事業に要する経費を、別途、他の申請案件と同一条件で採択審査が行われ本補助金の交付決定が行われることを条件に、特例として対象とする場合もあります。

（１）受付期間

平成２３年１１月２９日(火)～平成２３年１２月２８日（水）正午まで【必着】

（２）提出方法

応募される方は、本補助金の交付を受けるための申請書類とともに、事前着手の承認のための申請書類（注）を別添様式（Ｐ．８２～８５）により作成の上、上記期間までに事務局へ郵送又は持参にて提出してください。

その際、「事前着手の承認申請」であることが分かるよう明記してください。明記されていない場合には､承認のための審査が行われない場合がありますので､ご注意ください。

配達等の都合で締切りまでに届かない場合がありますので、締切りの期限に余裕をもって送付されるよう十分御注意ください。

（注）事前着手の承認のための申請書類は、以下のとおり。

①補助対象事業の今後の生産計画

②補助対象事業の工事等の計画

③交付決定前に発注・購入・契約等を行わないことにより、供給先からの発注に応えられなくなる、競合他社との受注競争において著しく不利になるなど、多大な損失が発生することの説明等（事前着手承認申請様式）

この承認のための申請書と、本補助金の申請書類を合わせて提出していただきます。申請書提出後の修正･追加提出等は認められませんので、ご注意ください。

（３）事前相談、問い合わせ先

事前着手の承認のための申請を行う方は、事前に事務局に相談ください。締切期限の直前は混み合うことが予想されるため、お早めにご相談ください。

なお、本補助金の交付を受けるための申請書類に関するお問い合わせは、立地を予定している区域を所管する経済産業局に御相談ください。経済産業局担当課及び管轄区域等については（Ｐ．８９「(参考２）事前相談及びお問い合わせ先」）のとおりです。

（４）提出先

提出書類は郵送又は持参により以下に提出してください。提出先は経済産業局ではありませんので、ご注意ください。

＜国内立地推進事業費補助金事務局＞
〒１００－０００５ 東京都千代田区丸の内１－６－５
(株)野村総合研究所　経営革新コンサルティング部
（国内立地推進事業費補助金事務局担当）　中村、中田、栗生澤
TEL：０３－５５３３－２９０５　FAX：０３－５５３３－２６９１
※電話での受付時間、９：３０～１２：００及び１３：００～１７：００
E-mail：kokunai-ritti-jimu@nri.co.jp

（注）ＦＡＸ及び電子メールによる提出は受け付けません。また資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

（注２）締切を過ぎての提出は受け付けられません。配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付してください。

（５）インターネットの利用

本公募要領は下記ホームページにも掲載しておりますので御利用ください。

http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo.html

申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

（６）提出書類について

①提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさはＡ４判でお願いします（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。

②事前着手承認の審査のために必要となる「事前着手承認申請様式」を片面印刷（Ａ４版）した正本１部、写し６部とともに、本補助金の採択の審査に必要となる事業Ａ、事業Ｂ及び事業Ｃの申請書の、片面印刷（Ａ４版）した正本１部、写し２６部（写しについては両面印刷も可）を紙媒体で提出してください。

また、別紙「提案書類のとりまとめ方法」で指定する書類の電子媒体を格納したＣＤ－Ｒを提出してください。なお、通しページを提出書類下中央に必ず打ち込み、ＣＤ－Ｒには申請企業名を必ず記載ください。

③応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング等を行うこともあります。

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

④「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんので御留意ください。

（７）事前着手の承認の可否の通知等

事前着手の承認の可否の決定後、事務局から結果を速やかに通知します。

（注）事前着手の承認が得られた場合でも、本補助金の交付を受けるための採択審査の結果、採択されなかった場合は、本補助金の交付を受けることはできませんので、御注意ください。

（注２）事前着手の承認が得られなかった場合、交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したものの経費は補助対象外となりますので、御注意ください。

（８）その他

申請書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容が妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

要件Ａ申請様式

（様式第１Ａ）　（必須）

年　　月　　日

国内立地推進事業費補助金事務局長　殿

申請者　住所

氏名　　法人の名称

及び代表者の役職・氏名　　印

平成２３年度国内立地推進事業の応募について

国内立地推進事業について、下記のとおり応募します。

記

１．補助事業の名称

２．補助事業の目的及び内容

３．補助事業の開始及び完了予定日

（開始予定日）平成●年●月●日

（完了予定日）平成●年●月●日

４．補助事業に要する経費　　円

５．補助対象経費　　円

６．補助金交付申請額　　円

７．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

経費の区分／経費の内訳	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
設備費等	円	円	円
調査設計費	円	円	円

８．同上の金額の算出基礎

（設備費等）　補助対象経費（●円）×補助率（１／●）＝　補助金交付申請額

（調査設計費）補助対象経費（●円）×補助率（１／●）＝　補助金交付申請額

９．事業Ｃにおいてグループを構成し事業を実施する場合はグループ名及び構成する企業名

（注１）事業Ｂ及び事業Ｃを行う場合には、要件Ｂ申請様式及び要件Ｃ申請様式に記入してください。
（注２）「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
（注３）「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。なお、建屋の建設費や土地の取得費については「補助事業に要する経費」となりますが、補助対象外であるため、「補助対象経費」にはなりません。
（注４）「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（１円未満は切捨て）をいいます。
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること

（様式第２Ａ）（必須）

住　　所
氏　　名（法人の名称及びその代表者の役職・氏名）

補助事業概要説明書

１．補助事業の実施計画　　＊様式第１Ａの詳細を記載のこと

（１）　補助事業の目的及び内容

（イ）目的及び内容

（ロ）実施場所（住所及び事業所名）

（ハ）事業実施部分の敷地・建物の所有関係

＊他者所有の場合には、使用契約期限を付記すること

また、新規での用地取得又は新規での建屋建設の場合はその旨記載すること

（ニ）延べ床面積（補助事業実施に係る部分）

（２）　補助事業の実施期間

（イ）補助事業の開始（予定）平成●年●月●日

（ロ）補助事業の完了（予定）平成●年●月●日

（３）　添付書類

（イ）補助事業の実施場所の付近見取図

（ロ）設備の配置図

２．補助事業の内容

（１）国内市場におけるシェア

＊「非代替性・競争力（別添Ａ－２）」の１．の数値又は２．の概要を記載のこと

（２）輸入代替性の高低

＊「輸入代替性の高低（別添Ａ－３）」の概要を記載のこと

（３）雇用効果

＊「雇用効果関係（別添Ａ－４）」の３．（２）雇用効果の数値を記載のこと

（４）添付書類

・上記（１）～（３）の根拠となる資料（別添Ａ－１～４）

・その他の説明資料（別添Ａ－５～１２）

３．補助事業の収支予算

（１）収入　　（ 単位：円 ）

項　　目	金　　額
自　己　資　金 ※起 債 又 は 借 入 金 そ　の　他 補　助　金	
合　　計	

※当該起債又は借入に関する資金計画について分かる資料を添付すること。

（２） 支出

① 総括表

（単位：円）

経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			補助事業者の負担額	補助金交付申請額
設 備 費 等				
調査設計費				
小　　計				
そ の 他				
合　　計				

② 経費の内訳（経費区分ごとの内訳を記載）

（イ）設備費等　　（単位：円）

種　別	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申　請　額	備　　考
小　計				
合　計				

（ロ）調査設計費　　（単位：円）

種　別	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申　請　額	備　　考
小　計				
合　計				

（ニ） その他　　（単位：円）

種　別	補助事業に要する経費	備　　考
合　計		

（注１）「経費区分」は、設備費等、調査設計費で分類します。
（注２）「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
（注３）「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。なお、建屋の建設費や土地の取得費については「補助事業に要する経費」となりますが、補助対象外であるため、「補助対象経費」にはなりません。
（注４）「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（１円未満は切捨て）をいいます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること

（別添Ａ－１）

設備投資関係（必須）

１．今回の補助事業において製造する製品又は部材の名称

２．設備投資計画

（補助申請事業と同一の事業場において新たに設置する補助金申請していない設備も記載のこと）

設備名称	単価（千円）	数量（台）	金額（千円）	製造する製品又は部材（用途を含む）	設置する事業場名（所在市町村）
【補助申請分】					
①					××工場（〇〇県△△市）
②					
小計					
【補助申請以外分】					
③					
④					
小計					
合　計					

３．具体的な投資案件に対する対外公表の有無

（１）「東日本大震災からの復興の基本方針」に関する東日本大震災復興対策本部決定（平成２３年７月２９日）以前の当該補助事業に係る投資計画の発表の有無：

（２）上記（１）で「有」の場合、当初投資計画からの追加投資がある場合は追加部分を記載

当初計画から追加投資の概要（当初公表資料があれば添付のこと）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．工場立地等手続の迅速化関係

工場立地等手続に関して、自治体の協力が得られる見込みとなっているか

＊工場立地等手続のワンストップサービス化など工場立地等手続の迅速化が図られている具体的な内容に関して記載

＊ 自社内に設置する等、手続が不要な場合はその旨記載

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別添Ａ－２）

非代替性・競争力（必須）

以下の「１．国内市場シェア」又は「２．供給責任関係」のいずれかについては必ず記載

１．国内市場シェア

（１） 市場規模

①今回の補助事業に伴い新設又は増設した設備で製造する製品又は部材の
平成２２年度の国内総市場規模（国内総出荷高等）（Ｘ）

②今回の補助事業に伴い新設又は増設した設備で製造する製品又は部材の
平成２２年度の申請企業の国内出荷高等（Ｙ）

＊出典及び当該データを添付のこと

（２）国内市場シェア：［Ｙ　÷　Ｘ］

＊上記計算式により算出される数値が、０．１以上であること

２．供給責任関係

（１）取引先からの生産拠点の分散化・複線化等の要請状況

＊分散化・複線化等の要請の概要を記載すること。

＊取引先から生産拠点の分散化・複線化等の供給責任を果たすことを要請された文書等を添付。

３．将来にわたって非代替性が維持されるか（その他非代替性の高さについて説明）（加点）

４．競争力（加点）

	年度 (N) （注）	年度 (N+1)	年度 (N+2)	年度 (N+3)
生産（計画）額（百万円）				
当該生産により獲得される市場シェア	%	%	%	%

（注）補助対象となる生産拠点が操業を開始した最初の年度を(N)とし４年後(N+3)まで記載のこと。

５．市場における位置づけ（加点）

（１）当該市場における申請企業の位置づけ

（２）当該事業が成長市場において将来獲得するシェアとその蓋然性

※蓋然性について根拠となる資料を添付

（別添Ａ－３）

輸入代替性の高低（必須）

以下の１～３の最低ひとつは記載すること。

１．海外を含む競合他社の製品と比較した当該部品・素材の特異性・特殊性（技術力の高さ等）と輸入代替性の高低

２．当該部品・素材の輸入額等／国内市場規模の推移

年度	平成ｎ年度	平成ｎ＋１年度	平成ｎ＋２年度
輸入額等（注）			
国内市場規模			

※直近のデータを記載すること。また、根拠となるデータの出典等を明らかにすること。

（注）単位は、重量・個数・金額等のいずれかで記載。ただし、輸出額等と国内市場規模で単位を統一すること。

３．当該部品・素材の国内の生産額等／同期間における国内市場規模の推移

年度	平成ｎ年度	平成ｎ＋１年度	平成ｎ＋２年度
国内生産額等（注）			
国内市場規模			

※直近のデータを記載すること。また、根拠となるデータの出典等を明らかにすること。

（注）単位は、重量・個数・金額等のいずれかで記載。ただし、国内生産額等と国内市場規模で単位を統一すること。

（別添Ａ－４）

雇用効果関係（必須）

１．補助対象事業部門（注 1）の雇用数（申請時：平成２３年１２月末時点）

〇〇人

２．生産計画と雇用数の推移

	年度 (N) (注 2)	年度 (N+1)	年度 (N+2)	年度 (N+3)
生産（計画）額 （百万円）				
補助対象事業部門の雇用数(人)(A)				
補助事業により設置されたラインの雇用数（人）(a)				
東日本大震災前における当該事業部門の雇用数(人)(B)				
補助対象事業部門における本補助事業による雇用増減数(人・年) (C)=(A)−(B)				

雇用要件達成状況は、「C(N),C(N+1),C(N+2),C(N+3)」の４年間に渡って ≧0 人となっていること。

（注 1）被災地に立地する場合及びグループ化中小企業においては、「補助対象事業部門」を「補助対象となる生産拠点における補助対象部門」と読み替えることができる。

（注 2）雇用要件を満たす最初の年度を（Ｎ）とし４年後（N＋3）まで記載のこと。

３．雇用効果

（１）雇用数の平均値：＿＿＿＿＿人・年

＊上記「補助対象事業部門の雇用数（人）（Ａ）」の (N)～(N+3)年度の数値の平均を記載

（２）雇用効果①（補助金対象経費１億円あたりの雇用数）：＿＿人・年／億円

＊上記(１)に記載した雇用数の平均値／補助対象経費（億円）

（３）雇用効果②（C(N)+C(N+1)+C(N+2)+C(N+3)）：＿＿＿＿＿＿人

＊上記「補助対象事業部門における本補助事業による雇用増減数（人・年）の合計を記載

（別添Ａ－５）

被災地への波及効果（必須）

被災地への波及効果（東日本大震災復興特別区域法に定める復興産業集積区域内への立地の場合にはその旨も記載。）

注１．被災地に投資を行う場合には、その旨を記載。

注２．サプライチェーンを通じた被災地への波及効果について説明

（直接的・間接的な被災地への波及効果（予定を含む）について具体的に記載。）

・補助事業により生産する製品・部素材に被災地の川上企業が製造した部品・素材を使用している（直接取引をしているものに限らない。）

・補助事業により生産する製品・部素材を被災地に供給している

・補助事業により生産する製品・部素材を納入している川下企業が被災地に製品を納入している

＊定量的なデータがあれば明示すること。

（別添Ａ－６）

投資規模の十分性（加点）

１．現預金残高等

（１）現預金残高等が投資額に対し、過大でないこと。

①直近年度の現預金残高（決算の現金及び預金から短期の借入金を引いたもの）

②利益剰余金の額（直近の決算時の利益剰余金額を記載）

③１ヶ月あたりの平均売上高（決算の売上を１２ヶ月で割ったもの）

④補助事業に要する経費（当該事業を遂行するために必要な経費）

⑤利益剰余金比率

（単位：百万円）

	企業形態（いずれか選択）※１	上場企業・非上場企業・中小企業
	（１）現金及び預金	
	（２） 短期の借入金	
①	（１） －（２）	
②	（３）利益剰余金の額※２	
	（４） 年間売上	
③	（４）／１２	
	平均回転月数	２．４
④	補助事業に要する経費	
	① － ③×２．４	
	判定※３	過大でない ・ 過大である
⑤	④／（３）	％（小数点第２位以下四捨五入）

※１ 非上場企業及び中小企業は、企業形態にて「非上場企業」又は「中小企業」を選択し、①～⑤は記載不要（非上場企業である中小企業は「中小企業」を選択）

※２ 利益剰余金とは、貸借対照表の純資産の部を構成する一要素で、利益準備金、任意積立金及び当期未処分利益（当期未処理損失）の合計額。

※３ ① － ③ ×２．４＜ ④ の場合、「過大でない」に○

２．補助対象となる生産設備で生産する製品・部材を投入する市場の規模に比べて十分な投資規模となっているか

３．他企業と競争する上で十分な投資規模となっているか

（別添Ａ－７）

事業連携関係（加点）

１．同業他社との事業連携効果

＊将来の再編を視野に入れた業務提携や効率化のための分業など同業他社との事業連携に関して、その効果等について具体的に記載。また、業務提携など提携内容について合意した文書等があれば添付。

（別添Ａ－８）

海外流出懸念関係性（加点）

１．当該事業に対する海外移転の検討状況

＊本補助金の交付が受けられなかった場合の対応

特に、海外移転を検討している場合には、地域、規模等を具体的に記載

２．当該事業に関して海外（行政機関、企業等）からの誘致要請の有無

＊有の場合には、誘致要請した者、条件等について具体的に記載

３．同種事業に対する海外の行政機関による立地助成策（把握しているものがあれば記入）

（１）立地助成策の有無

（２）立地助成策の概要（上記１．「有」の場合）

①助成策の名称：

②国名：

③助成策の内容（含む予算額、助成対象製品・部材及び内外無差別か否かなど）

（別添Ａ－９）

分散化・複線化（加点）

１．どのようなリスクに対応するための分散化又は複線化か

＊想定するリスクを具体的に記載した上で、分散化・複線化の必要性について記載。

２．補助事業の実施によりサプライチェーンがどのように変化するか

＊補助事業により変化するサプライチェーンを具体的に記載した上で、分散化・複線化の有効性について記載

（別添Ａ－１０）

ＢＣＰ（事業継続計画）の策定（加点）

１．補助対象部門におけるＢＣＰ（事業継続計画）の有無：有・無

２．「有」を選択した場合

①目標復旧時間：

②計画の概要（「いかに事業を継続させるか」あるいは「いかに事業を目標として設定した時間（目標設定時間内に再開させるか）の観点から、計画の概要を記述）

（別添Ａ－１１）

技術関係（加点）

１．当該製品又は部材の市場における優位性及び技術の革新性についての説明

＊製品又は部材の写真などイメージできるものを必ず添付のこと。

２．技術の信頼性及び実績

（１）当該製品又は部材の上市時期：　　年　　月

（２）当該製品又は部材が上市された際の最終製品のメーカーと製品名

（３）当該製品又は部材に関する事故又はリコールの有無

３．技術の商業的受容性（販売計画）

＜製品又は部材＞

		２２年度	２３年度	２４年度	２５年度
既に取引関係を有している先					
	(株)〇〇工業				
	(株)△△製作所				
現在交渉中の取引先					
	(株)□□工業				
	(株)◇◇製作所				

（注）具体的企業名を記載のこと

（別添Ａ－１２）

集積効果関係（加点）

１．地域経済及び地域産業への波及効果

本補助事業実施による地域企業との協力関係の構築など地域経済及び地域産業への波及効果を具体的に記載のこと

２．国の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性の有無

（国の地域活性化策の例）地域再生計画（内閣府）、企業立地促進法に基づく基本計画（経済産業省）、産業クラスター計画（経済産業省）、定住自立圏構想（総務省）、頑張る地域応援プログラム（総務省）、地域雇用創造推進事業（厚生労働省）、地域自立・活性化総合支援制度（国土交通省）など、内閣官房の「地域活性化施策の推進に関する検討チーム」が定めた地域活性化施策体系に関連する事業のうち、企業立地促進との関連がある事業

＊関連がある場合には、その施策名と計画との位置づけを記載し、該当箇所の記述を添付のこと

（様式第３Ａ）（必須）

実施体制図

記述内容	▪本事業の実施体制がわかるような、体制図を作成する。 ▪実施体制図には、担当者の氏名・役職・役割分担等を記載する。 ▪実施体制表に記入した者のうち、主要な担当者については、職場内での経歴・専門あるいは得意とする分野等について記述する。

▪ 業務実施体制

※以下の項目を含めて実施体制図を示して具体的に記述する。

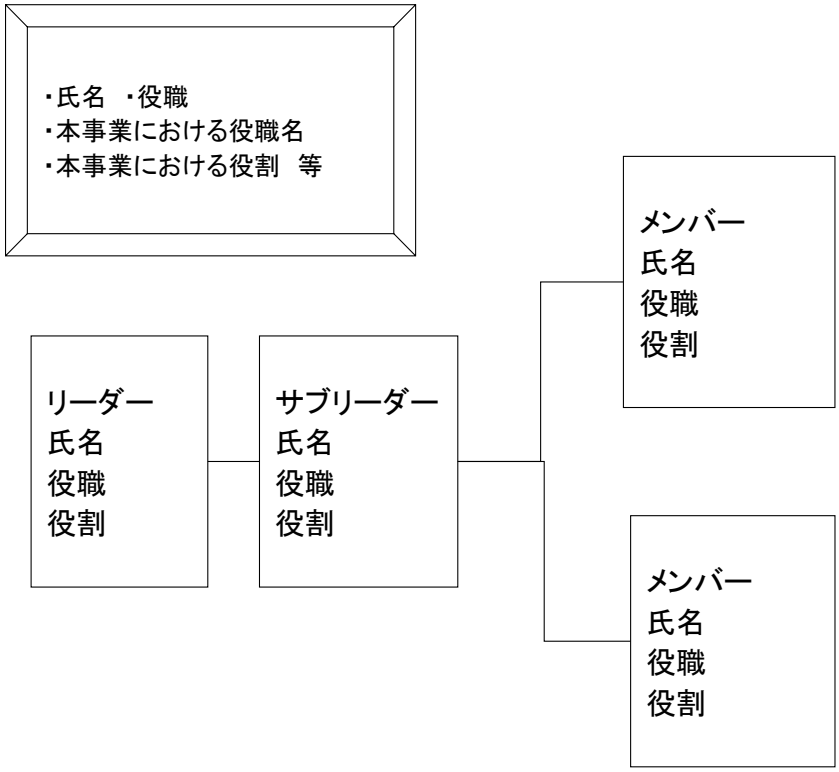

（様式第４Ａ）（必須）

会社概要※各項目について直近決算年度末の数値を申請企業の単体ベースで記入

社　　名					
代　表　者 役職・氏名					
連　絡　先	Tel:　　Fax: E-mail:				
本社所在地					
設立年月日	西暦　年　月　日	決算月		中小企業 （中小企業の場合は〇）	〇or　×
資　本　金	千円	従業員数	人		
事 業 内 容					

経営の状況	平成 20 年度の決算（赤字は〇）	平成 21 年度の決算（赤字は〇）	平成 22 年度の決算（赤字は〇）	平成 23 年度決算見込み（赤字は〇）
営業利益	〇or　×	〇or　×	〇or　×	〇or　×
経常利益	〇or　×	〇or　×	〇or　×	〇or　×
当期純利益	〇or　×	〇or　×	〇or　×	〇or　×

主な出資者 （出資比率）	〇〇〇(株)（60%） (株)▽□〇（30%） (株)□〇〇（1%）	【×】 【〇】（中小企業の場合は〇） 【×】
ＢＣＰ作成の有無	〇or×	

（作成責任者役職・氏名：　〇〇事業部長　〇〇　〇〇　印）

※印については私印で可。

補助内容

補助対象要件 （いずれかに〇）	要件Ａ	要件Ｂ	要件Ｃ
政府決定文書中の産業分野※			
担当者 役職・氏名			
担当者 連絡先	Tel:　　Fax: E-mail:		
事業実施場所 （所在市町村）	〇〇支社　（〇〇県〇〇市）、　□〇工場　（〇〇県〇〇市）　等		

金　　額	事業費	補助対象経費	補助金	補助率
	千円	千円	千円	

雇　　用	雇用数	雇用効果		
	人	人/億円		
市 場 規 模	市場規模 (20’)(a)	市場規模 (21’)(b)	市場規模 (22’)(c)	市場の成長性 (c)÷(a)
	億円	億円	億円	
そ　の　他	用地の新規取得（新規取得は〇）		建屋の新設（新設は〇）	
	〇or ×		〇or ×	

※　申請に係る技術分野が政府決定文書に位置づけられている場合にはその産業分野について記載。
別紙＜参考２＞参照。

＜提案書類チェックシート＞

※提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうか等についてチェックを入れ、同封してください。

申請者名：（法人の名称及びその代表者の氏名）		チェック欄	提出書類	提出部数	CD-R格納
①提案書	作成が必要な様式	□	様式１Ａ･･･２枚以内	1	○
		□	様式２Ａ･･･７枚以内	1	○
		□	様式３Ａ･･･１枚～２枚	1	○
		□	様式４Ａ･･･１枚～２枚	1	○
		□	様式１に押印されていること。 （※電子媒体に収録するファイルには印は不要です。）	―	―
②様式２Ａの補足資料	必須	□	別添Ａ－１（設備投資関係）･････････１枚	1	○
	必須	□	別添Ａ－２（非代替性・競争力）･････２枚～３枚	1	○
	必須	□	別添Ａ－３（輸入代替性の高低）･････１枚	1	○
	必須	□	別添Ａ－４（雇用効果関係）･････････１枚～２枚	1	○
	必須	□	別添Ａ－５（被災地への波及効果）･･･１枚	1	○
	加点	□	別添Ａ－６（投資規模の十分性）･････１枚～２枚	1	○
	加点	□	別添Ａ－７（事業連携関係）･････････１枚	1	○
	加点	□	別添Ａ－８（海外流出懸念関係性）･･･１枚	1	○
	加点	□	別添Ａ－９（分散化・複線化）････････１枚	1	○
	加点	□	別添Ａ－１０（ＢＣＰ（事業継続計画）の策定）･･･１枚	1	○
	加点	□	別添Ａ－１１（技術関係）･･･････････１枚	1	○
	加点	□	別添Ａ－１２（集積効果関係）････････１枚	1	○
③様式４Ａの補足資料		□	直近３年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書） ※決算報告書がない場合は、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類	1	○
		□	定款	1	―
		□	出資者及び役員の一覧が記載されている書類	1	―
		□	応募者の概要が分かるもの（パンフレット等）	1	―
		□	リース契約書（案）、リース料金計算書（リースの場合）	1	○
④電子媒体		□	ＣＤ－Ｒ（又はＤＶＤ－Ｒ） 「提案書（様式１～４）」及び「右欄のＣＤ－Ｒ格納の列に○が付されている資料」を保存したもの。※フォルダ名、ファイル名は次ページ参照のこと。	1	
		□	提出する提案書等の正本とＣＤ－Ｒに格納した内容が一致していること	―	―
⑤事務書類		□	提出書類チェックシート	1	―
		□	提案書受付通知用はがき	1	―
⑥その他の		□	提案書が、指示どおりの印刷方法になっていること。	―	―
		□	提案書の下中央に通しページが付されていること。	―	―

※1　提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。
※2　提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、提案者の秘密は保持します。
※3　提出書類の返却はいたしませんので、事業管理機関は、必ず、原本の控えを保持してください。
※4　各様式は、枚数を厳守してください。
※5　ＣＤ－Ｒには「申請者名」をラベル表紙に印字又は記載してください。

＜提案書類のとりまとめ方法＞

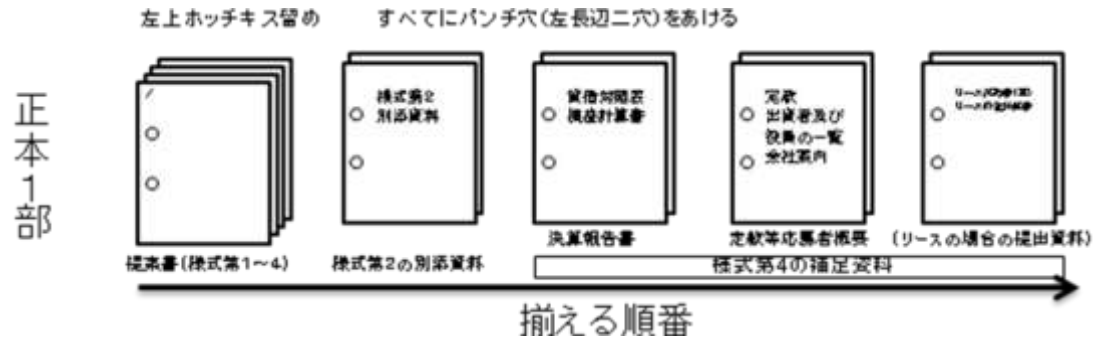

CD-R(DVD-R)×１枚

電子媒体

CD-Rへの収録(フォルダ)イメージ

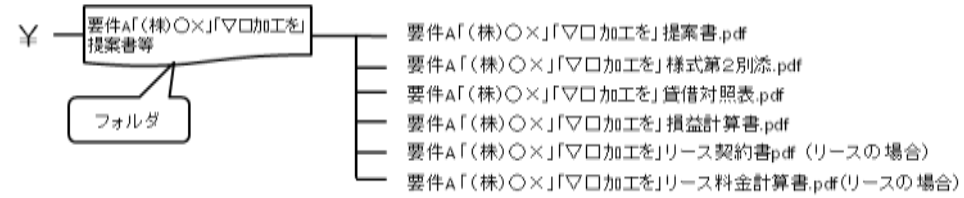

※上記のフォルダ構成で収録してください。

※資料は pdf 形式で格納して下さい。(pdf 形式に変換する場合、電子媒体があるものについては紙媒体からでなく、電子媒体から pdf に変換すること。)

※ファイルには、パスワードの設定をしないでください。

保存フォルダ名の付け方と例	格納する資料	ファイル名の付け方	ファイル名の例	備考
「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 提案書等 の順に付与 例: 要件A「(株)○×」「▽□加工を」提案書等	①提案書 (様式第１～４)	要件A「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 提案書 の順に付与	要件A(株)○×「▽□加工を」提案書.pdf	・1ファイルにまとめる ・通しページをつける
	②様式第２別添	要件A「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 様式第2別添 の順に付与	要件A(株)○×「▽□加工を」様式第2別添.pdf	・1ファイルにまとめる ・通しページをつける
	③貸借対照表	要件A「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 貸借対照表 の順に付与	要件A(株)○×「▽□加工を」貸借対照表.pdf	・直近3年分を1ファイルにまとめる
	④損益計算書	要件A「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 損益計算書 の順に付与	要件A(株)○×「▽□加工を」損益計算書.pdf	・直近3年分を1ファイルにまとめる
	⑤リース契約書 (リースの場合)	要件A「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 リース契約書 の順に付与	要件A(株)○×「▽□加工を」リース契約書.pdf	
	⑥リース料金計算書 (リースの場合)	要件A「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 リース料金計算書 の順に付与	要件A(株)○×「▽□加工を」リース料金計算書.pdf	

要件Ｂ申請様式

（様式第１Ｂ）　（必須）

年　　月　　日

国内立地推進事業費補助金事務局長　殿

申請者　　住所

氏名　　法人の名称

及び代表者の役職・氏名　　印

平成２３年度国内立地推進事業の応募について

国内立地推進事業について、下記のとおり応募します。

記

１．補助事業の名称

２．補助事業の目的及び内容

３．補助事業の開始及び完了予定日

（開始予定日）平成●年●月●日

（完了予定日）平成●年●月●日

４．補助事業に要する経費　　円

５．補助対象経費　　円

６．補助金交付申請額　　円

７．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

経費の区分／経費の内訳	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
設備費等	円	円	円
調査設計費	円	円	円

８．同上の金額の算出基礎

（設備費等）　補助対象経費（●円）×補助率（１／●）＝　補助金交付申請額

（調査設計費）補助対象経費（●円）×補助率（１／●）＝　補助金交付申請額

９．事業Ｃにおいてグループを構成し事業を実施する場合はグループ名及び構成する企業名

（注１）事業Ａ及び事業Ｃを行う場合には、要件Ａ申請様式及び要件Ｃ申請様式に記入してください。
（注２）「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記載してください。
（注３）「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。なお、建屋の建設費や土地の取得費については「補助事業に要する経費」となりますが、補助対象外であるため、「補助対象経費」にはなりません。
（注４）「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（１円未満は切捨て）をいいます。
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること

（様式第２Ｂ）（必須）

住　　所

氏　　名（法人の名称及びその代表者の役職・氏名）

補助事業概要説明書

１．補助事業の実施計画　　＊様式第１の詳細を記載のこと

（１）　補助事業の目的及び内容

（イ）目的及び内容

（ロ）実施場所（住所及び事業所名）

（ハ）事業実施部分の敷地・建物の所有関係

＊他者所有の場合には、使用契約期限を付記すること

また、新規での用地取得又は新規での建屋建設の場合はその旨記載すること

（ニ）延べ床面積（補助事業実施に係る部分）

（２）　補助事業の実施期間

（イ）補助事業の開始（予定）年月日

（ロ）補助事業の完了（予定）年月日

（３）　添付書類

（イ）補助事業の実施場所の付近見取図

（ロ）設備の配置図

２．補助事業の内容

（１）市場の成長性

＊「市場の成長性関係（別添Ｂ－２）」の２．の数値を記載のこと

（２）投資の十分性

＊「投資の十分性（別添Ｂ－３）」の概要を記載のこと

（３）雇用効果

＊「雇用効果関係（イ）（別添Ｂ－４－１）」の３．（２）又は「雇用要件関係（ロ）（別添Ｂ－４－２）の３．（２）　　雇用効果の数値を記載のこと

（４）添付書類

・上記（１）～（３）の根拠となる資料（別添Ｂ－１～４）

・その他の説明資料（別添Ｂ－５～１２）

３．補助事業の収支予算

（１）収入　　（ 単位：円 ）

項　　目	金　　額
自　己　資　金 ※起 債 又 は 借 入 金 そ　の　他 補　助　金	
合　　計	

※当該起債又は借入に関する資金計画について分かる資料を添付すること。

（２） 支出

① 総括表

（単位:円）

経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			補助事業者の負担額	補助金交付申請額
設 備 費 等				
調査設計費				
小　　計				
そ の 他				
合　　計				

② 経費の内訳（経費区分ごとの内訳を記載）

（イ）設備費等　（単位：円）

種　別	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申　請　額	備　　考
小　計				
合　計				

（ロ）調査設計費　（単位：円）

種　別	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申　請　額	備　　考
小　計				
合　計				

（ニ） その他　（単位：円）

種　別	補助事業に要する経費	備　　考
合　計		

（注１）「経費区分」は、設備費等、調査設計費で分類します。
（注２）「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
（注３）「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。なお、建屋の建設費や土地の取得費については「補助事業に要する経費」となりますが、補助対象外であるため、「補助対象経費」にはなりません。
（注４）「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（１円未満は切捨て）をいいます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること

（別添Ｂ－１）

設備投資関係（必須）

１．今回の補助事業において製造する製品又は部材の名称

２．上記の製品又は部材に関して「「新成長戦略（平成２２年６月閣議決定）」のグリーンイノベーション、ライフイノベーション分野」、「Ｃｏｏｌ　Ｅａｒｔｈエネルギー革新技術計画（平成２０年３月経済産業省）」、「環境エネルギー技術革新計画（平成２０年５月総合科学技術会議）」及び「「産業構造ビジョン２０１０（平成２２年６月経済産業省）」の今後の成長戦略分野」に記載された産業分野（該当する政府決定文書名と産業分野を記載）

３．設備投資計画

（補助申請事業と同一の事業場において新たに設置する補助金申請していない設備も記載のこと）

設備名称	単価（千円）	数量（台）	金額（千円）	製造する製品又は部材（用途を含む）	設置する事業場名（所在市町村）
【補助申請分】					
①					××工場（〇〇県△△市）
②					
小計					
【補助申請以外分】					
③					
④					
小計					
合　計					

４．具体的な投資案件に対する対外公表の有無

（１）「東日本大震災からの復興の基本方針」に関する東日本大震災復興対策本部決定（平成２３年７月２９日）以前の当該補助事業に係る投資計画の発表の有無：

（２）上記（１）で「有」の場合、当初投資計画からの追加投資がある場合は追加部分を記載

当初計画から追加投資の概要（当初公表資料があれば添付のこと）

５．工場立地等手続の迅速化関係

工場立地等手続に関して、自治体の協力が得られる見込みとなっているか

＊工場立地等手続のワンストップサービス化など工場立地等手続の迅速化が図られている具体的

な内容に関して記載

＊ 自社内に設置する等、手続が不要な場合はその旨記載

（別添Ｂ－２）

市場の成長性関係（必須）

１．市場規模

（１）今回の補助事業に伴い新設又は増設した設備で製造する製品又は部材の
平成２０年度の総市場規模（総出荷高等）（Ｘ）

（２）今回の補助事業に伴い新設又は増設した設備で製造する製品又は部材の
平成２２年度の総市場規模（総出荷高等）（Ｙ）
＊出典及び当該データを添付のこと

２．市場の成長性：［Ｙ　÷　Ｘ］
＊上記計算式により算出される数値が、１．２５以上であること

３．市場における位置づけと市場の成長性（加点）

（１）当該市場における申請企業の位置づけ

（２）当該事業が成長市場において将来獲得するシェアとその蓋然性

※蓋然性について根拠となる資料を添付

	年度 (N) (注)	年度 (N+1)	年度 (N+2)	年度 (N+3)
生産（計画）額（百万円）				
当該生産により獲得される市場シェア	%	%	%	%

（注）補助対象となる生産拠点が操業を開始した最初の年度を(N)とし４年後(N+3)まで記載のこと。

（別添Ｂ－３）

投資規模の十分性（必須）

１．経営環境

（１）現預金残高等が投資額に対し、過大でないこと。

①直近年度の現預金残高（決算の現金及び預金から短期の借入金を引いたもの）

②利益剰余金の額（直近の決算時の利益剰余金額を記載）

③１ヶ月あたりの平均売上高（決算の売上を１２ヶ月で割ったもの）

④補助事業に要する経費（当該事業を遂行するために必要な経費）

⑤利益剰余金比率

（単位：百万円）

	企業形態（いずれか選択）※１	上場企業・非上場企業・中小企業
	（１）現金及び預金	
	（２） 短期の借入金	
①	（１） －（２）	
②	（３）利益剰余金の額※２	
	（４） 年間売上	
③	（４）／１２	
	平均回転月数	２．４
④	補助事業に要する経費	
	① － ③×２．４	
	判定※３	過大でない ・ 過大である
⑤	④／（３）	％（小数点第２位以下四捨五入）

※１　非上場企業及び中小企業は、企業形態にて「非上場企業」又は「中小企業」を選択し、①～⑤は記載不要（非上場企業である中小企業は「中小企業」を選択）

※２　利益剰余金とは、貸借対照表の純資産の部を構成する一要素で、利益準備金、任意積立金及び当期未処分利益（当期未処理損失）の合計額。

※３　① － ③　×２．４＜ ④　の場合、「過大でない」に○

２．補助対象となる設備で生産する製品・部材を投入する市場の規模に比べて十分な投資規模となっているか（加点）

３．他企業と競争する上で十分な投資規模となっているか（加点）

（別添Ｂ－４－1）

雇用効果関係（イ）（必須）

１．補助対象事業部門の雇用数（申請時：平成２３年１２月末時点）

〇〇人　(a)

２．生産計画と雇用数の推移

	年度 (N) (注 1)	年度 (N+1)	年度 (N+2)	年度 (N+3)	年度 (N+4)	・・・	年度 (α)
生産（計画）額　　（百万円）						・・・	
補助対象事業部門の雇用数(人)(b)						・・・	
補助対象事業部門における本補助事業による雇用増加数の累計値(人・年)(c) (c)=(b)-(a)＋前年度(c)						・・・	cα
雇用創出効果(人・年/億円)(d) (d)＝cα÷補助対象経費(億円)						・・・	d

雇用要件達成状況は、c(α) ≧3人・年／億円で算定するものとする。

（注 1）雇用要件を満たす最初の年度を（N）とし雇用要件を満たす最後の年度（α）まで記載のこと
(2（年）≦「α」≦10（年）)

３．雇用効果

（１）雇用増加数の累計値：＿＿＿＿人・年(e)

＊３人・年を満たすα年度までの雇用増加数の累計値。上記「補助対象事業部門における本補助事業による雇用増加数の累計値(cα)」について、α年度部分の数値を記載

（２）雇用効果（補助金対象経費１億円あたりの雇用増加数）：　人・年／億円

＊上記（１）に記載した雇用増加数の累計値（e）/補助対象経費（億円）

- （ｉ）被災地に投資する場合、（ii）革新的生産工程の導入により付加価値が向上する場合、又は（iii）グループ化中小企業については、雇用効果関係以下の様式での申請も可能です。
- なお、「（ii）革新的生産工程の導入により付加価値が向上する場合」で申請する場合には、別添１２は必須記載項目となります。

（別添Ｂ－４－２）

雇用効果関係（ロ）（必須）

１．補助対象事業部門の雇用数（申請時：平成２３年１２月末時点）

〇〇人

２．生産計画と雇用数の推移

	年度 (N) (注 2)	年度 (N+1)	年度 (N+2)	年度 (N+3)
生産（計画）額 （百万円）				
補助対象事業部門の雇用数(人)(A)				
補助事業により設置されたラインの雇用数(人)(a)				
東日本大震災前における当該事業部門の雇用数(人)(B)				
補助対象事業部門における本補助事業による雇用増減数(人・年) (C)=(A)-(B)				

雇用要件達成状況は、「C(N),C(N+1),C(N+2),C(N+3)」の４年間に渡って ≧0 人となっていることとする。

（注 1）被災地に立地する場合及びグループ化中小企業においては、「補助対象事業部門」を「補助対象となる生産拠点」と読み替えることができる。

（注 2）雇用要件を満たす最初の年度を（Ｎ）とし４年後（N+3）まで記載のこと。

３．雇用効果

（１）雇用数の平均値：＿＿＿＿＿人・年

＊上記「補助対象事業部門の雇用数（人）（Ａ）」の (N)～(N+3)年度の数値の平均を記載

（２）雇用効果①（補助金対象経費１億円あたりの雇用数）：＿＿人・年／億円

＊上記(１)に記載した雇用数の平均値／補助対象経費（億円）

（３）雇用効果②（C(N)+C(N+1)+C(N+2)+C(N+3)）：＿＿＿＿＿人

＊上記「補助対象事業部門における本補助事業による雇用増減数（人・年）の合計を記載

（別添Ｂ－５）

被災地への波及効果（必須）

被災地への波及効果（東日本大震災復興特別区域法に定める復興産業集積区域内への立地の場合にはその旨も記載。）

注１．被災地に投資を行う場合には、その旨を記載。

注２．サプライチェーンを通じた被災地への波及効果について説明

（直接的・間接的な被災地への波及効果（予定を含む）について具体的に記載。）

・補助事業により生産する製品・部素材に被災地の川上企業が製造した部品・素材を使用している（直接取引をしているものに限らない。）

・補助事業により生産する製品・部素材を被災地に供給している

・補助事業により生産する製品・部素材を納入している川下企業が被災地に製品を納入している

＊定量的なデータがあれば明示すること。

（別添Ｂ－６）

事業連携関係（加点）

１．同業他社との事業連携効果

＊将来の再編を視野に入れた業務提携や効率化のための分業など同業他社との事業連携に関して、その効果等について具体的に記載。また、業務提携など提携内容について合意した文書等があれば添付。

（別添Ｂ－７）

海外流出懸念関係性（加点）

１．当該事業に対する海外移転の検討状況

＊本補助金の交付が受けられなかった場合の対応

特に、海外移転を検討している場合には、地域、規模等を具体的に記載

２．当該事業に関して海外（行政機関、企業等）からの誘致要請の有無

＊有の場合には、誘致要請した者、条件等について具体的に記載

３．同種事業に対する海外の行政機関による立地助成策（把握しているものがあれば記入）

（１）立地助成策の有無

（２）立地助成策の概要（上記１．「有」の場合）

①助成策の名称：

②国名：

③助成策の内容（含む予算額、助成対象製品・部材及び内外無差別か否かなど）

（別添Ｂ－８）

分散化・複線化（加点）

１．どのようなリスクに対応するための分散化又は複線化か

＊想定するリスクを具体的に記載した上で、分散化・複線化の必要性について記載。

２．補助事業の実施によりサプライチェーンがどのように変化するか

＊補助事業により変化するサプライチェーンを具体的に記載した上で、分散化・複線化の有効性について記載

（別添Ｂ－９）

ＢＣＰ（事業継続計画）の策定（加点）

１．補助対象部門におけるＢＣＰ（事業継続計画）の有無：有・無

２．「有」を選択した場合

①目標復旧時間：

②計画の概要（「いかに事業を継続させるか」あるいは「いかに事業を目標として設定した時間（目標設定時間内に再開させるか）の観点から、計画の概要を記述）

（別添Ｂ－１０）

技術関係（加点）

１．当該製品又は部材の市場における優位性及び技術の革新性についての説明

＊製品又は部材の写真などイメージできるものを必ず添付のこと。

２．技術の信頼性及び実績

（１）当該製品又は部材の上市時期：　　年　　月

＊いまだ上市されていない場合はその旨記載ください。

（２）当該製品又は部材が上市された際の最終製品のメーカーと製品名

（３）当該製品又は部材に関する事故又はリコールの有無

３．技術の商業的受容性（販売計画）

＜製品又は部材＞

		n 年度	n+1 年度	n+2 年度	n+3 年度
既に取引関係を有している先					
	(株)〇〇工業				
	(株)△△製作所				
現在交渉中の取引先					
	(株)□□工業				
	(株)◇◇製作所				

（注）具体的企業名を記載のこと

（別添Ｂ－１１）

集積効果関係（加点）

１．地域経済及び地域産業への波及効果

本補助事業実施による地域企業との協力関係の構築など地域経済及び地域産業への波及効果を具体的に記載のこと

２．国の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性の有無

（国の地域活性化策の例）地域再生計画（内閣府）、企業立地促進法に基づく基本計画（経済産業省）、産業クラスター計画（経済産業省）、定住自立圏構想（総務省）、頑張る地域応援プログラム（総務省）、地域雇用創造推進事業（厚生労働省）、地域自立・活性化総合支援制度（国土交通省）など、内閣官房の「地域活性化施策の推進に関する検討チーム」が定めた地域活性化施策体系に関連する事業のうち、企業立地促進との関連がある事業

＊関連がある場合には、その施策名と計画との位置づけを記載し、該当箇所の記述を添付のこと

最終組み立て工程のみを補助対象とする場合には必須記載項目です。

（別添Ｂ－１２）

総資産効率性、エネルギー効率性、労働生産性の向上

革新的生産工程の導入を図り、製品の最終組み立て工程の付加価値を向上させる場合に記載。

１．総資産効率性、エネルギー効率性、労働生産性の向上の内容

以下のいずれかに当てはまっていること。

① 総資産効率性：（A）／（ａ）≧１．２

② エネルギー効率性：（A）／（B）÷（ａ）／（b）≧１．２

③ 労働生産性：（A）／（D）÷（ａ）／（d）≧１．２

現状		設備導入後	
フル稼働した場合の１日当たりの生産量（a）	（台など）	フル稼働した場合の１日当たりの生産量（A）	（台など）
（a）の場合のエネルギーの投入量（b）	（KW/h）	（A）の場合のエネルギーの投入量（B）	（KW/h）
（a）の場合に必要となるのべ従業員数（d）	（人）	（A）の場合に必要となるのべ従業員数（D）	（人）

※記載する数字については、データの出典が確認できるようにコピーを添付するか、別紙（書式任意）に計算過程を記述するなど、根拠を明確にすること。

（様式第３Ｂ）（必須）

実施体制図

記述内容	▪本事業の実施体制がわかるような、体制図を作成する。 ▪実施体制図には、担当者の氏名・役職・役割分担等を記載する。 ▪実施体制表に記入した者のうち、主要な担当者については、職場内での経歴・専門あるいは得意とする分野等について記述する。

▪ 業務実施体制

※以下の項目を含めて実施体制図を示して具体的に記述する。

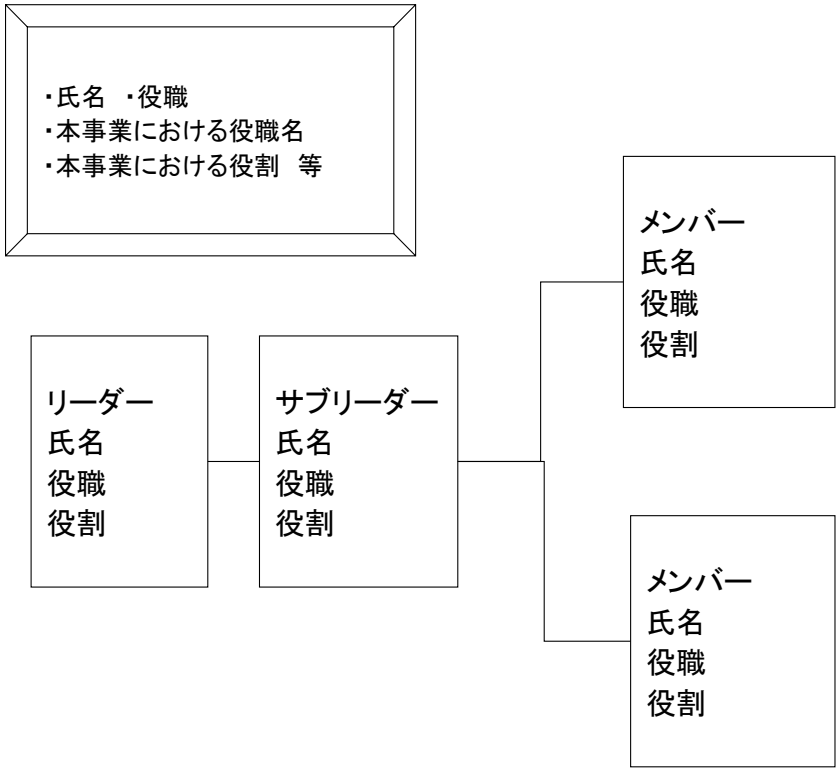

（様式第４Ｂ）（必須）

会社概要※各項目について直近決算年度末の数値を申請企業の単体ベースで記入

社　　名					
代　表　者 役職・氏名					
連　絡　先	Tel:　　Fax: E-mail:				
本社所在地					
設立年月日	西暦　年　月　日	決算月		中小企業 （中小企業の場合は〇）	〇or　×
資　本　金	千円	従業員数	人		
事 業 内 容					

経営の状況	平成 20 年度の決算（赤字は〇）	平成 21 年度の決算（赤字は〇）	平成 22 年度の決算（赤字は〇）	平成 23 年度決算見込み（赤字は〇）
営業利益	〇or　×	〇or　×	〇or　×	〇or　×
経常利益	〇or　×	〇or　×	〇or　×	〇or　×
当期純利益	〇or　×	〇or　×	〇or　×	〇or　×

主な出資者 （出資比率）	〇〇〇(株)（60%） (株)▽□〇（30%） (株)□〇〇（1%）	【×】 【〇】（中小企業の場合は〇） 【×】
ＢＣＰ作成の有無	〇or ×	

（作成責任者役職・氏名：　〇〇事業部長　〇〇　〇〇　印）

※印については私印で可。

補助内容

補助対象要件 （いずれかに〇）	要件Ａ	要件Ｂ	要件Ｃ
政府決定文書中の産業分野※			
担当者 役職・氏名			
担当者 連絡先	Tel:　　Fax: E-mail:		
事業実施場所 （所在市町村）	〇〇支社　（〇〇県〇〇市）、　□〇工場　（〇〇県〇〇市）　等		

金　　額	事業費	補助対象経費	補助金	補助率
	千円	千円	千円	

雇　　用	雇用数	雇用効果		
	人	人/億円		
市 場 規 模	市場規模 (20’)(a)	市場規模 (21’)(b)	市場規模 (22’)(c)	市場の成長性 (c)÷(a)
	億円	億円	億円	
そ　の　他	用地の新規取得（新規取得は〇）		建屋の新設（新設は〇）	
	〇or ×		〇or ×	

※　申請に係る技術分野が政府決定文書に位置づけられている場合にはその産業分野について記載。
別紙＜参考２＞参照。

＜提案書類チェックシート＞

※提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうか等についてチェックを入れ、同封してください。

申請者氏名：（法人の名称及びその代表者の氏名）		チェック欄	提出書類	提出部数	CD-R格納
①提案書	作成が必要な様式	□	様式１Ｂ･･･２枚以内	1	○
		□	様式２Ｂ･･･７枚以内	1	○
		□	様式３Ｂ･･･１枚～２枚	1	○
		□	様式４Ｂ･･･１枚～２枚	1	○
		□	様式１に押印されていること。 （※電子媒体に収録するファイルには印は不要です。）	―	―
②様式２Ｂの補足資料	必須	□	別添Ｂ－１（設備投資関係）･････････１枚	1	○
	必須	□	別添Ｂ－２（市場の成長性関係）･････２枚～３枚	1	○
	必須	□	別添Ｂ－３（投資規模の十分性）･････１枚	1	○
	必須（どちらか）	□	別添Ｂ－４－１（雇用効果関係(ｲ)）･･１枚～２枚	1	○
		□	別添Ｂ－４－２（雇用効果関係(ﾛ)）･･１枚～２枚	1	○
	必須	□	別添Ｂ－５（被災地への波及効果）･･･１枚	1	○
	加点	□	別添Ｂ－６（事業連携関係）･････････１枚～２枚	1	○
	加点	□	別添Ｂ－７（海外流出懸念関係性）･･･１枚	1	○
	加点	□	別添Ｂ－８（分散化・複線化）･･･････１枚	1	○
	加点	□	別添Ｂ－９（ＢＣＰ（事業継続計画）の策定）･･１枚	1	○
	加点	□	別添Ｂ－１０（技術関係）･･･････････１枚	1	○
	加点	□	別添Ｂ－１１（集積効果関係）･･･････１枚	1	○
	加点	□	別添Ｂ－１２（資産効率性等の向上）･１枚	1	○
③様式４Ｂの補足資料		□	直近３年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書） ※決算報告書がない場合は、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類	1	○
		□	定款	1	―
		□	出資者及び役員の一覧が記載されている書類	1	―
		□	応募者の概要が分かるもの（パンフレット等）	1	―
		□	リース契約書（案）、リース料金計算書（リースの場合）	1	○
④電子媒体		□	ＣＤ－Ｒ（又はＤＶＤ－Ｒ） 「提案書（様式１～４）」及び「右欄のＣＤ－Ｒ格納の列に○が付されている資料」を保存したもの。※フォルダ名、ファイル名は次ページ参照のこと。	1	
		□	提出する提案書等の正本とＣＤ－Ｒに格納した内容が一致していること	―	―
⑤事務書類		□	提出書類チェックシート	1	―
		□	提案書受付通知用はがき	1	―

その⑥他	□	提案書が、指示どおりの印刷方法になっていること。	－	－
	□	提案書の下中央に通しページが付されていること。	－	－

※1　提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。
※2　提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、提案者の秘密は保持します。
※3　提出書類の返却はいたしませんので、事業管理機関は、必ず、原本の控えを保持してください。
※4　各様式は、枚数を厳守してください。
※5　ＣＤ－Ｒには「申請者名」をラベル表紙に印字又は記載してください。

＜提案書類のとりまとめ方法＞

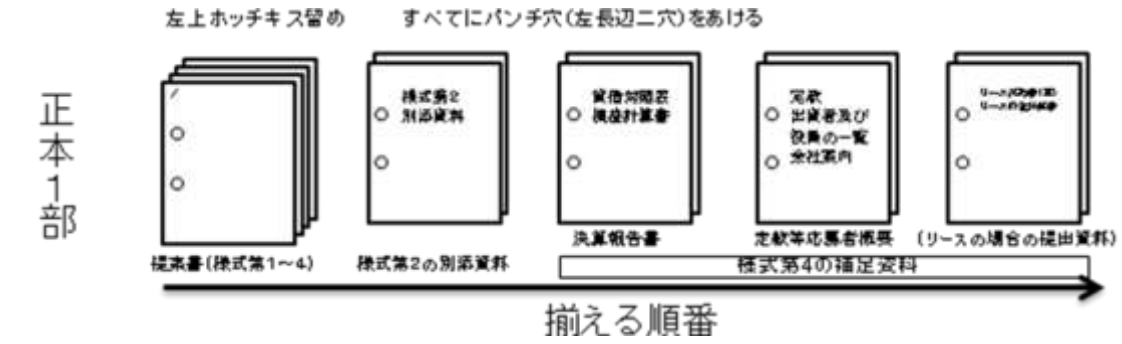

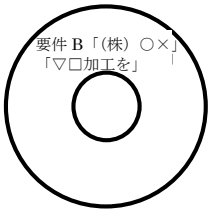

CD-R(DVD-R)×１枚

電子媒体

CD-Rへの収録(フォルダ)イメージ

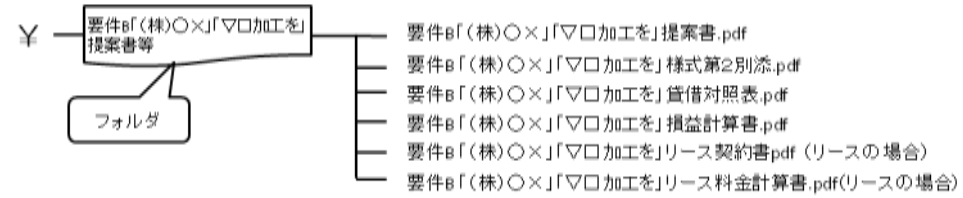

※上記のフォルダ構成で収録してください。

※資料は pdf 形式で格納して下さい。(pdf 形式に変換する場合、電子媒体があるものについては紙媒体からでなく、電子媒体から pdf に変換すること。)

※ファイルには、パスワードの設定をしないでください。

保存フォルダ名の付け方と例	格納する資料	ファイル名の付け方	ファイル名の例	備考
「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 提案書等 の順に付与 例: 要件B「(株)○×」「▽□加工を」提案書等	①提案書 (様式第１～４)	要件B「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 提案書 の順に付与	要件B(株)○×」「▽□加工を」提案書.pdf	・1ファイルにまとめる ・通しページをつける
	②様式第２別添	要件B「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 様式第2別添 の順に付与	要件B(株)○×」「▽□加工を」様式第2別添.pdf	・1ファイルにまとめる ・通しページをつける
	③貸借対照表	要件B「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 貸借対照表 の順に付与	要件B(株)○×」「▽□加工を」貸借対照表.pdf	・直近3年分を1ファイルにまとめる
	④損益計算書	要件B「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 損益計算書 の順に付与	要件B(株)○×」「▽□加工を」損益計算書.pdf	・直近3年分を1ファイルにまとめる
	⑤リース契約書 (リースの場合)	要件B「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 リース契約書 の順に付与	要件B(株)○×」「▽□加工を」リース契約書.pdf	
	⑥リース料金計算書 (リースの場合)	要件B「事業者名」 「事業名の先頭5文字」 リース料金計算書 の順に付与	要件B(株)○×」「▽□加工を」リース料金計算書.pdf	

要件Ｃ申請様式

※要件Ｃにより補助金の申請をする場合には、グループとして要件Ａ又は要件Ｂの申請書も
　作成していただくことが必要です。

【事業Ｃについて交付申請をする場合の必要書類について】

１．事業Ｃについて交付申請をする場合は、グループ代表者及びグループを構成する各者は以下の表に従い必要書類を作成し、いずれもグループ代表者がとりまとめの上、申請してください。

〇：グループ代表者及びグループを構成する各者がそれぞれ作成。
★：グループ代表者が共同事業全体を踏まえ作成。各グループ構成員は作成しない。

事業Ｃ			
様式第１Ｃ		Ｐ６９	〇
別添①	共同事業の概要	Ｐ７１	★
別添②	共同事業におけるグループ化メリット	Ｐ７２	★
様式第２Ｃ	補助事業概要説明書	Ｐ７３～Ｐ７５	〇
様式第３Ｃ	補助事業に係る実施体制図及び役割分担	Ｐ７６	〇
様式第４Ｃ	応募者の概要が分かるもの（様式第４＋パンフレット等）	Ｐ７７～Ｐ７８	〇
決算報告書	Ｐ８「提出書類一覧」参照	－	〇
リース契約書（案）等	Ｐ８「提出書類一覧」参照	－	〇

２．共同事業が要件Ａに該当する場合の必要書類の作成については、以下の表に従いグループ代表者及びグループを構成する各者が作成してください。
※ 交付申請にあたってはグループ代表者がとりまとめの上、申請してください。

○：グループ代表者及びグループを構成する各者がそれぞれ作成。
★：グループ代表者が共同事業全体を踏まえ作成。各グループ構成員は作成しない。

要　件　Ａ			
別添Ａ－１（必須）	設備投資関係	Ｐ２０	○
別添Ａ－２（必須）	非代替性・競争力	Ｐ２１～Ｐ２２	★
別添Ａ－３（必須）	輸入代替性の高低	Ｐ２３	★
別添Ａ－４（必須）	雇用効果関係	Ｐ２４	○
別添Ａ－５（必須）	被災地への波及効果	Ｐ２５	★
別添Ａ－６（加点）	投資規模の十分性	Ｐ２６	★
別添Ａ－７（加点）	事業連携関係	Ｐ２７	★
別添Ａ－８（加点）	海外流出懸念関係性	Ｐ２８	★
別添Ａ－９（加点）	分散化・複線化	Ｐ２９	★
別添Ａ－１０（加点）	ＢＣＰ（事業継続計画）の策定	Ｐ３０	★
別添Ａ－１１（加点）	技術関係	Ｐ３１	○
別添Ａ－１２（加点）	集積効果関係	Ｐ３２	○

３．共同事業が要件Ｂに該当する場合の必要書類の作成については、以下の表に従いグループ代表者及びグループを構成する各者が作成してください。
※ 交付申請にあたってはグループ代表者がとりまとめの上、申請してください。

○：グループ代表者及びグループを構成する各者がそれぞれ作成。
★：グループ代表者が共同事業全体を踏まえ作成。各グループ構成員は作成しない。

要　件　Ｂ			
別添Ｂ－１（必須）	設備投資関係	Ｐ４５	○
別添Ｂ－２（必須）	市場の成長性関係	Ｐ４７	★
別添Ｂ－３（必須）	投資規模の十分性	Ｐ４８	★
別添Ｂ－４－１（必須）	雇用効果関係（イ）	Ｐ４９	○ 雇用効果関係（イ）又は（ロ）のいずれかを提出。
別添Ｂ－４－２（必須）	雇用効果関係（ロ）	Ｐ５０	
別添Ｂ－５（必須）	被災地への波及効果	Ｐ５１	★
別添Ｂ－６（加点）	事業連携関係	Ｐ５２	★
別添Ｂ－７（加点）	海外流出懸念関係性	Ｐ５３	★
別添Ｂ－８（加点）	分散化・複線化	Ｐ５４	★
別添Ｂ－９（加点）	ＢＣＰ（事業継続計画）の策定	Ｐ５５	★
別添Ｂ－１０（加点）	技術関係	Ｐ５６	○
別添Ｂ－１１（加点）	集積効果関係	Ｐ５７	○
別添Ｂ－１２（必須※）	総資産効率性、エネルギー効率性、労働生産性の向上	Ｐ５８	○

※別添Ｂ－１２は最終組み立て工程のみを補助対象とする場合に必須。

（様式第１Ｃ）（必須）

年　　月　　日

国内立地推進事業費補助金事務局長　殿

グループ代表者　　住所

氏名　　法人の名称

及び代表者の役職・氏名　　印

申請者　　住所

氏名　　法人の名称

及び代表者の役職・氏名　　印

平成２３年度国内立地推進事業の応募について

国内立地推進国内立地推進事業について、下記のとおり応募します。

記

１．グループ名

２．補助事業の名称

３．補助事業の目的及び内容

４．補助事業の開始及び完了予定日

（開始予定日）平成●年●月●日

（完了予定日）平成●年●月●日

５．補助事業に要する経費　　円

６．補助対象経費　　円

７．補助金交付申請額　　円

８．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

経費の区分／経費の内訳	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
設備費等	円	円	円
調査設計費	円	円	円

９．同上の金額の算出基礎

（設備費等）　補助対象経費（●円）×補助率（１／●）＝　補助金交付申請額

（調査設計費）補助対象経費（●円）×補助率（１／●）＝　補助金交付申請額

１０．中小企業以外の企業がグループ構成企業にある場合で、その中小企業以外の企業が事業Ａ又は事業Ｂに交付申請を行っている場合はその企業名

（注１）「グループ名」は、グループの法人名又は任意グループの名称を決めて記入してください。

（注２）グループ代表者は補助事業を行うグループ内の構成員ごとに、グループ代表者と連名の本様式を作成し、全てをとりまとめの上、応募してください。

（注３）「補助事業の目的及び内容」は、事業Ａ又は事業Ｂに該当する共同事業における申請者の役割が分かるよう、その目的及び内容を記入してください。

（注４）「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記載してください。

（注５）「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。なお、建屋の建設費や土地の取得費については「補助事業に要する経費」となりますが、補助対象外であるため、「補助対象経費」にはなりません。

（注６）「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（１円未満は切捨て）をいいます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること

（必須）（別添①）

共同事業の概要

１．グループ名

２．共同事業の目的及び内容※１

３．共同事業の開始及び完了予定日

４．グループの構成

構成員名と事業実施場所（所在市町村）		企業の事業内容	グループ内役割※２	交付申請額
（株）●●● ●●工場 （●●県●●市）	【×】	製造業 ■■の製造・販売	●◆の製造・販売	０円
（株）■●▲ ■●工場 （●●県●●市）	【×】	製造業 ●■の製造・販売	▲■の製造・販売	●●●億円 （※３）
（株）▼●● ●●工場 （●●県●●市）	【○】 （中小企業の場合は○）	製造業 ▼■部品の製作	●▼部品の製造 ｱﾙﾐﾀﾞｲｶｽﾄ技術	▲▲▲億円
（株）●▲● ●●工場 （●●県●●市）	【○】 （中小企業の場合は○）	製造業 ■▲部品の製作	▲●部品の検査 高性能検査技術	■■億円
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
			合計	●▼●億円

※１　共同事業が事業Ａ又は事業Ｂに該当することが分かるよう記入してください。
※２　活用するものづくり中核技術が分かるように記載してください。
※３　グループの構成企業に中小企業以外の企業がある場合で、それらが事業Ａ又は事業Ｂの交付申請を行っている場合は、その交付申請額を記載してください。

（必須）（別添②）

共同事業におけるグループ化メリット

１．グループ名

２．グループ化メリット

グループ化メリット（いずれかに〇）	スケールメリット※１	シナジー効果※２
具体的内容	（可能な限り数値目標（売上高、生産量、顧客数等）を記載してください。）	

※１　設備稼働率向上や、資材発注量拡大等による調達コスト低減等、グループ化による規模の拡大によって効率化する内容で、適正に計測又は推計が可能なものを説明してください。

※２　技術、調達先、販売先等の増加による開発・生産柔軟性拡大等、グループ内での技術等の補完による効果で、適正に計測又は推計が可能なものを説明してください。

※３　事業Ａ又は事業Ｂに交付申請をしている中小企業以外の企業がグループ構成企業となっている場合において、その中小企業以外の企業が採択されない場合であっても、共同事業の実施によるスケールメリット又はシナジー効果が得られる場合はその旨を説明してください。

（様式第２Ｃ）（必須）

住　　所
氏　　名（法人の名称及びその代表者の役職・氏名）

補助事業概要説明書

１．補助事業の実施計画（事業実施部分の敷地等関係）

（１）　補助事業実施部分の敷地等の内容

（イ）事業実施部分の敷地・建物の所有関係

＊他者所有の場合には、使用契約期限を付記すること

また、新規での用地取得又は新規での建屋建設の場合はその旨記載すること

（ロ）延べ床面積（補助事業実施に係る部分）

（２）　添付書類

（イ）補助事業の実施場所の付近見取図

（ロ）設備の配置図

２－Ａ．補助事業の内容（要件Ａに該当する場合）

（１）国内市場におけるシェア（グループ代表者のみが記載）

＊「非代替性・競争力（別添Ａ－２）」の１．の数値を記載のこと

（注）（別添Ａ―２）において、２．を記載した場合は記載内容の概要を記載すること。

（２）輸入代替性の高低（グループ代表者のみが記載）

＊「輸入代替性の高低（別添Ａ－３）」の概要を記載のこと

（３）雇用効果

＊「雇用効果関係（別添Ａ－４）」の３．（２）雇用効果の数値を記載のこと

（４）添付書類

・上記（１）～（３）の根拠となる資料（別添Ａ－１～４）

・その他の説明資料（別添Ａ－５～１２）

２－Ｂ．補助事業の内容（要件Ｂに該当する場合）

（１）市場の成長性（グループ代表者のみが記載）

＊「市場の成長性関係（別添Ｂ－２）」の２．の数値を記載のこと

（２）投資の十分性

＊「投資の十分性（別添Ｂ－３）」の概要を記載のこと

（３）雇用効果

＊「雇用効果関係（イ）（別添Ｂ－４－１）」の３．（２）又は「雇用要件関係（ロ）（別添Ｂ－４－２）の３．（２）雇用効果の数値を記載のこと

（４）添付書類

・上記（１）～（３）の根拠となる資料（別添Ｂ－１～４）

・その他の説明資料（別添Ｂ－５～１２）

３．補助事業の収支予算

（１）収入　　（ 単位：円 ）

項　　目	金　　額
自己資金 ※起債又は借入金 その他 補助金	
合　　計	

※当該起債又は借入に関する資金計画について分かる資料を添付すること。

（２） 支出

① 総括表

（単位:円）

経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			補助事業者	補助金交付申請額
設備費等				
調査設計費				
小　　計				
その他				
合　　計				

② 経費の内訳（経費区分ごとの内訳を記載）

（イ）設備費等　（単位：円）

種　別	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申　請　額	備　　考
小　計				
合　計				

（ロ）調査設計費　（単位：円）

種　別	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申　請　額	備　　考
小　計				
合　計				

（ニ） その他　（単位：円）

種　別	補助事業に要する経費	備　　考
合　計		

（注１）「経費区分」は、設備費等、調査設計費で分類します。
（注２）「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
（注３）「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。なお、建屋の建設費や土地の取得費については「補助事業に要する経費」となりますが、補助対象外であるため、「補助対象経費」にはなりません。
（注４）「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（１円未満は切捨て）をいいます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること

（様式第３Ｃ）（必須）

実施体制図

記述内容	▪本事業の実施体制がわかるような、体制図を作成する。 ▪実施体制図には、担当者の氏名・役職・役割分担等を記載する。 ▪実施体制表に記入した者のうち、主要な担当者については、職場内での経歴・専門あるいは得意とする分野等について記述する。

▪ 業務実施体制

※以下の項目を含めて実施体制図を示して具体的に記述する。

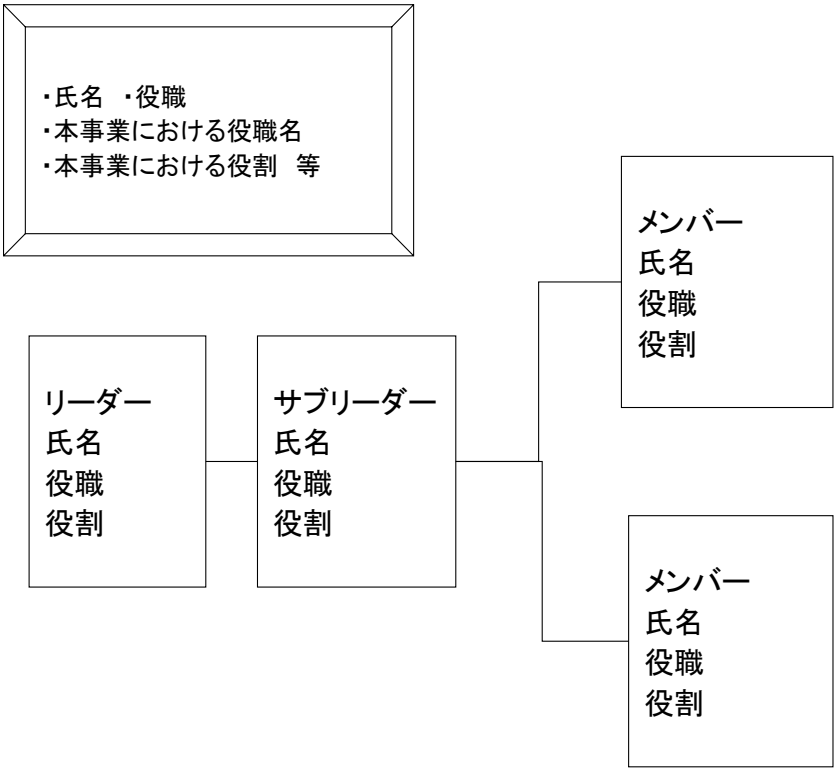

（様式第４Ｃ）（必須）

会社概要※各項目について直近決算年度末の数値を申請企業の単体ベースで記入

社　　名					
代　表　者 役職・氏名					
連　絡　先	Tel:　　Fax: E-mail:				
本社所在地					
設立年月日	西暦　年　月　日	決算月		中小企業 （中小企業の場合は〇）	〇or　×
資　本　金	千円	従業員数	人		
事 業 内 容					

経営の状況	平成 20 年度の決算（赤字は〇）	平成 21 年度の決算（赤字は〇）	平成 22 年度の決算（赤字は〇）	平成 23 年度決算見込み（赤字は〇）
営業利益	〇or　×	〇or　×	〇or　×	〇or　×
経常利益	〇or　×	〇or　×	〇or　×	〇or　×
当期純利益	〇or　×	〇or　×	〇or　×	〇or　×

主な出資者 （出資比率）	〇〇〇(株)（60%） (株)▽□〇（30%） (株)□〇〇（1%）	【×】 【〇】（中小企業の場合は〇） 【×】
ＢＣＰ作成の有無	〇or ×	

（作成責任者役職・氏名：　〇〇事業部長　〇〇　〇〇　印）

※印については私印で可。

補助内容

補助対象要件 （いずれかに〇）	要件Ａ	要件Ｂ	要件Ｃ
政府決定文書中の産業分野※			
担当者 役職・氏名			
担当者 連絡先	Tel:　　Fax: E-mail:		
事業実施場所 （所在市町村）	〇〇支社　（〇〇県〇〇市）、　□〇工場　（〇〇県〇〇市）　等		

金　　額	事業費	補助対象経費	補助金	補助率
	千円	千円	千円	

雇　　用	雇用数	雇用効果		
	人	人/億円		
市 場 規 模	市場規模 (20’)(a)	市場規模 (21’)(b)	市場規模 (22’)(c)	市場の成長性 (c)÷(a)
	億円	億円	億円	
そ　の　他	用地の新規取得（新規取得は〇）		建屋の新設（新設は〇）	
	〇or ×		〇or ×	

※　申請に係る技術分野が政府決定文書に位置づけられている場合にはその産業分野について記載。
別紙＜参考２＞参照。

＜提案書類チェックシート＞

※提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうか等についてチェックを入れ、同封してください。

<table>
<tr><td colspan="5">申請者氏名：（法人の名称及びその代表者の氏名）</td><td>提出部数</td><td>CD-R格納</td></tr>
<tr><td></td><td>チェック欄</td><td>グループ代表者</td><td colspan="3">提出書類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">①提案書</td><td>□</td><td>□</td><td colspan="3">様式第１Ｃ・・・４枚以内</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>□</td><td colspan="3">別添①　（グループ代表者のみ）・・・４枚以内</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>□</td><td colspan="3">別添②　（グループ代表者のみ）・・・２枚以内</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td>□</td><td>□</td><td colspan="3">様式第２Ｃ・・・７枚以内</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td>□</td><td>□</td><td colspan="3">様式第３Ｃ・・・１枚～２枚</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td>□</td><td>□</td><td colspan="3">様式第４Ｃ・・・１枚</td><td>1</td><td>－</td></tr>
<tr><td>□</td><td>□</td><td colspan="3">様式第１にグループ代表者印及び申請者印が押印されていること（※電子媒体に収録するファイルには印は不要です。）</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="14">②様式２の別添資料</td><td>□</td><td>□</td><td rowspan="14">共同事業が要件Ａに該当する場合／詳細は要件Ａを参照</td><td>別添 A-1（必須）</td><td rowspan="14">共同事業が要件Ｂに該当する場合／詳細は要件Ｂを参照</td><td>別添 B-1（必須）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>□</td><td>別添 A-2（必須）</td><td>別添 B-2（必須）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>□</td><td>別添 A-3（必須）</td><td>別添 B-3（必須）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">□</td><td rowspan="2">□</td><td rowspan="2">別添 A-4（必須）</td><td>別添 B-4-1（必須）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td>別添 B-4-2（必須）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>□</td><td>別添 A-5（必須）</td><td>別添 B-5（必須）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>□</td><td>別添 A-6（任意）</td><td>別添 B-6（任意）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>□</td><td>別添 A-7（任意）</td><td>別添 B-7（任意）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>□</td><td>別添 A-8（任意）</td><td>別添 B-8（任意）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>□</td><td>別添 A-9（任意）</td><td>別添 B-9（任意）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td>□</td><td>□</td><td>別添 A-10（任意）</td><td>別添 B-10（任意）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td>□</td><td>□</td><td>別添 A-11（任意）</td><td>別添 B-11（任意）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td>□</td><td>□</td><td>別添 A-12（任意）</td><td>別添 B-12（任意）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="5">③様式４の補足資料</td><td>□</td><td>□</td><td colspan="3">直近３年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
※決算報告書がない場合には、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td>□</td><td>□</td><td colspan="3">定款</td><td>1</td><td>－</td></tr>
<tr><td>□</td><td>□</td><td colspan="3">出資者及び役員の一覧が記載されている書類</td><td>1</td><td>－</td></tr>
<tr><td>□</td><td>□</td><td colspan="3">応募者の概要が分かるもの（パンフレット等）</td><td>1</td><td>－</td></tr>
<tr><td>□</td><td>□</td><td colspan="3">リース契約書（案）、リース料金計算書（リースの場合）</td><td>1</td><td>○</td></tr>
<tr><td>④電子媒体</td><td></td><td>□</td><td colspan="3">ＣＤ－Ｒ（又はＤＶＤ－Ｒ）
「提案書（様式１～３）」及び「右欄のＣＤ－Ｒ格納の列に○が付されている資料」を保存したもの。※フォルダ名、ファイル名は次ページ参照のこと。</td><td>1</td><td></td></tr>
</table>

		□	提出する提案書等の正本とＣＤ－Ｒに格納した内容が一致していること	－	－
⑤事務書類		□	提出書類チェックシート	1	－
		□	提案書受付通知用はがき	1	－
⑥その他	□	□	提案書が、指示どおりの印刷方法になっていること。	－	－
	□	□	提案書の下中央に通しページが付されていること。	－	－

※1　提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。
※2　提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、提案者の秘密は保持します。
※3　提出書類の返却はいたしませんので、事業管理機関は、必ず、原本の控えを保持してください。
※4　各様式は、枚数を厳守してください。
※5　ＣＤ－Ｒには「申請者名」をラベル表紙に印字又は記載してください。

＜提案書類のとりまとめ方法＞

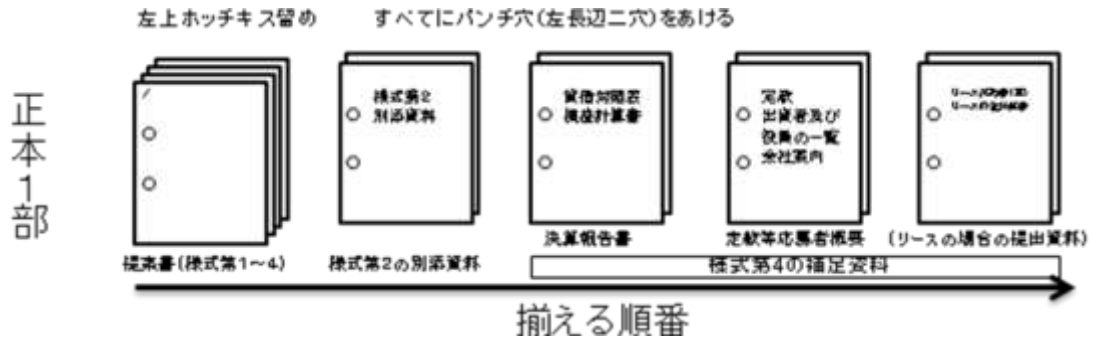

※上記の方法で揃えられた資料は、さらに①グループ代表者、②グループ内の構成員の申請者の順に揃えて提出してください。

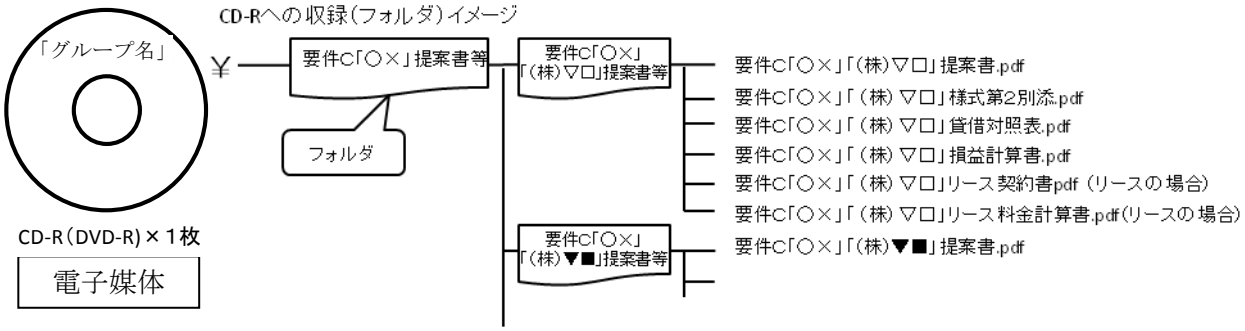

※上記のフォルダ構成で収録してください。

※資料は pdf 形式で格納して下さい。(pdf 形式に変換する場合、電子媒体があるものについては紙媒体からでなく、電子媒体から pdf に変換すること。)

※ファイルには、パスワードの設定をしないでください。

保存フォルダ名の付け方と例	格納する資料	ファイル名の付け方	ファイル名の例	備考
「グループ名」提案書等の順に付与 例: 要件C「○×」提案書等 この下にグループ構成員ごとにフォルダを作成 例: 要件C「○×」「(株)▽□」提案書等	①提案書 (様式第1～4)	要件C「グループ名」提案書の順に付与	要件C「○×」提案書.pdf	・1ファイルにまとめる ・通しページをつける
	②様式第2別添	要件C「グループ名」「構成員名」様式第2別添の順に付与	要件C「○×」「(株)▽□」様式第2別添.pdf	・1ファイルにまとめる ・通しページをつける
	③貸借対照表	要件C「グループ名」「構成員名」貸借対照表の順に付与	要件C「○×」「(株)▽□」対照表.pdf	・直近3年分を1ファイルにまとめる
	④損益計算書	要件C「グループ名」「構成員名」損益計算書の順に付与	要件C「○×」「(株)▽□」損益計算書.pdf	・直近3年分を1ファイルにまとめる
	⑤リース契約書 (リースの場合)	要件C「グループ名」「構成員名」リース契約書の順に付与	要件C「○×」「(株)▽□」契約書.pdf	
	⑥リース料金計算書 (リースの場合)	要件C「グループ名」「構成員名」リース料金計算書の順に付与	要件C「○×」「(株)▽□」リース料金計算書.pdf	

事前着手のための承認申請書

※本申請により、交付決定前の事業の着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、承認前に着手した案件についてはいかなる理由があろうとも補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

（事前着手承認申請様式）

年　　月　　日

国内立地推進事業費補助金事務局長　殿

申請者　　住所

氏名　　法人の名称

及び代表者の役職・氏名　　印

国内立地補助事業について、以下のとおり早期に着工する必要があるため、事前着手の承認を求めます。

１．交付決定前に発注・購入・契約等を行わなければ多大な損失が発生する等、交付決定前の着工について、真にやむを得ないと判断される理由についての説明（必須）

（１）生産開始時期の説明（取引先との関係、自社要因、製品完成までの期間等）

以下の当てはまる選択肢にチェックを付けてください。（必須）

・取引先からの要請　　[　] 増産

[　] 納期短縮

[　] コストダウン

[　] 変種変量生産

・[　] その他（２．に詳細を記述）

（２）工事等にかかる期間の説明

約（　）年（　）か月

（３）着工・完工が遅れた場合に生じ得る影響

以下の当てはまる選択肢にチェックを付けてください。

[　] 取引先が本件については他社との契約に切り替える

[　] 信用力が低下して契約が取れなくなる

[　] 取引先をそもそも喪失する

[　] 新商品投入が遅れて新市場のシェア獲得が困難になる

[　] 震災復興計画や防災計画等へ悪影響を与える

[　] その他（（２）に詳細を記述）

という状況が生じるため、

（　　）億円程度（予想年間売上高比率約（　）％程度）の多大な損失が発生しうる。

＊次ページに２．が続きます。１．の選択肢にチェックを付けていただいた上で、２．も必須回答項目ですので、御注意ください。

２．上記について、詳細な説明を書いてください。（必須）

＊客観的・定量的に説明をすること。

〇生産開始時期の説明（取引先との関係、自社要因、製品完成までの期間等）

〇工事等にかかる期間の説明（必要期間の合理的な根拠等）

〇着工・完工が遅れた場合に生じ得る影響

（注）本様式のほかに、要件Ａ、要件Ｂ又は要件Ｃのいずれかの申請書の提出が必要です。
（注２）本様式のほかに、生産計画の提出が必要です。
（注３）本様式のほかに、工事等の計画の提出が必要です。
（注４）２．の説明では、必要な工期について、合理的な根拠を必ず説明してください。
（注５）２．の説明では、完工後、設備等の稼働開始、製品の完成・納入までに必要な期間について、合理的な根拠を必ず説明してください。
（注６）２．の説明では、損失が多大であることについて、合理的な根拠を必ず説明してください。

（生産計画の例）　※交付決定前に着手する必要があることが分かることが必要です。

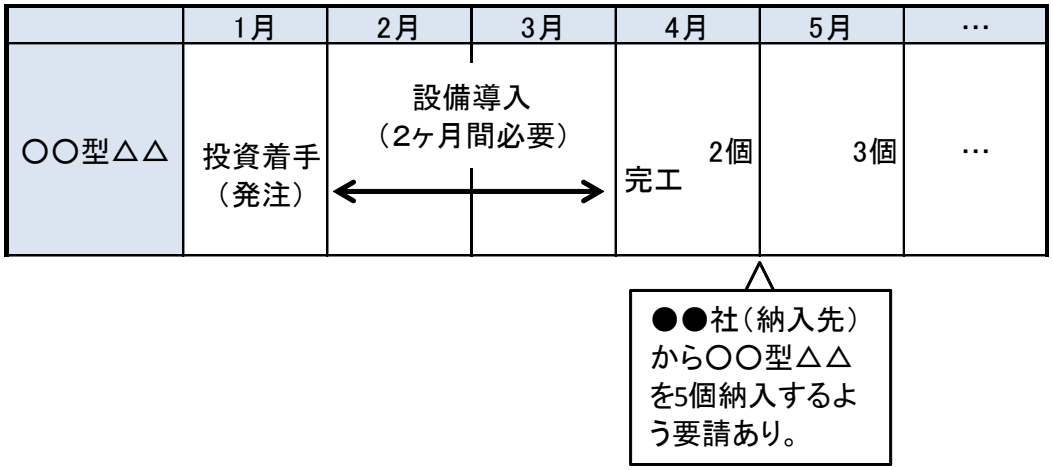

※ 設備（□□機）の導入には、～～のため、最低でも2ヶ月間必要。

参考資料・問い合わせ先

＜参　考１＞

〇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第３項の特定被災区域（平成２３年８月１７日改正）

青森県	八戸市　三沢市　上北郡おいらせ町　三戸郡階上町
岩手県	盛岡市　宮古市　大船渡市　花巻市　北上市　久慈市　遠野市　一関市　陸前高田市　釜石市　二戸市　八幡平市　奥州市　岩手郡雫石町　同郡葛巻町　同郡岩手町　同郡滝沢村　紫波郡紫波町　同郡矢巾町　和賀郡西和賀町　胆沢郡金ケ崎町　西磐井郡平泉町　東磐井郡藤沢町　気仙郡住田町　上閉伊郡大槌町　下閉伊郡山田町　同郡岩泉町　同郡田野畑村　同郡普代村　九戸郡軽米町　同郡野田村　同郡九戸村　同郡洋野町　二戸郡一戸町
宮城県	仙台市　石巻市　塩竈市　気仙沼市　白石市　名取市　角田市　多賀城市　岩沼市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　刈田郡蔵王町　同郡七ケ宿町　柴田郡大河原町　同郡村田町　同郡柴田町　同郡川崎町　伊具郡丸森町　亘理郡亘理町　同郡山元町　宮城郡松島町　同郡七ケ浜町　同郡利府町　黒川郡大和町　同郡大郷町　同郡富谷町　同郡大衡村　加美郡色麻町　同郡加美町　遠田郡涌谷町　同郡美里町　牡鹿郡女川町　本吉郡南三陸町
福島県	福島市　会津若松市　郡山市　いわき市　白河市　須賀川市　喜多方市　相馬市　二本松市　田村市　南相馬市　伊達市　本宮市　伊達郡桑折町　同郡国見町　同郡川俣町　安達郡大玉村　岩瀬郡鏡石町　同郡天栄村　南会津郡下郷町　同郡檜枝岐村　同郡只見町　同郡南会津町　耶麻郡北塩原村　同郡西会津町　同郡磐梯町　同郡猪苗代町　河沼郡会津坂下町　同郡湯川村　同郡柳津町　大沼郡三島町　同郡金山町　同郡昭和村　同郡会津美里町　西白河郡西郷村　同郡泉崎村　同郡中島村　同郡矢吹町　東白川郡棚倉町　同郡矢祭町　同郡塙町　同郡鮫川村　石川郡石川町　同郡玉川村　同郡平田村　同郡浅川町　同郡古殿町　田村郡三春町　同郡小野町　双葉郡広野町　同郡楢葉町　同郡富岡町　同郡川内村　同郡大熊町　同郡双葉町　同郡浪江町　同郡葛尾村　相馬郡新地町　同郡飯舘村
茨城県	水戸市　日立市　土浦市　古河市　石岡市　結城市　龍ケ崎市　下妻市　常総市　常陸太田市　高萩市　北茨城市　笠間市　取手市　牛久市　つくば市　ひたちなか市　鹿嶋市　潮来市　常陸大宮市　那珂市　筑西市　坂東市　稲敷市　かすみがうら市　桜川市　神栖市　行方市　鉾田市　つくばみらい市　小美玉市　東茨城郡茨城町　同郡大洗町　同郡城里町　那珂郡東海村　久慈郡大子町　稲敷郡美浦村　同郡阿見町　同郡河内町　北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市　足利市　佐野市　小山市　真岡市　大田原市　矢板市　那須塩原市　さくら市　那須烏山市　芳賀郡益子町　同郡茂木町　同郡市貝町　同郡芳賀町　塩谷郡高根沢町　那須郡那須町　同郡那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市　銚子市　市川市　船橋市　松戸市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　八千代市　　我孫子市　浦安市　印西市　富里市　匝瑳市　香取市　山武市　印旛郡酒々井町　同郡栄町　香取郡神崎町　同郡多古町　同郡東庄町　山武郡大網白里町　同郡九十九里町　同郡横芝光町　長生郡白子町
新潟県	十日町市　上越市　中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

＜参　考２＞

「「新成長戦略（平成２２年６月閣議決定)」のグリーンイノベーション、ライフイノベーション分野」、「「産業構造ビジョン２０１０（平成２２年６月経済産業省)」の今後の成長戦略分野」、「Ｃｏｏｌ　Ｅａｒｔｈエネルギー革新技術計画（平成２０年３月経済産業省)」及び「環境エネルギー技術革新計画（平成２０年５月総合科学技術会議)」に記載された産業分野

「新成長戦略　～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成２２年６月閣議決定)」

「課題解決型」の国家戦略

新成長戦略では、「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」、「アジア経済」、「観光・地域」を成長分野に掲げ、これらを支える基盤として「科学・技術・情報通信」「雇用・人材」、「金融」に関する戦略を実施する

（１）グリーンイノベーション分野（蓄電池、次世代自動車、次世代照明等）

（２）ライフイノベーション分野（医療機器、医療・介護ロボット等）

「産業構造ビジョン２０１０（平成２２年６月経済産業省)」の今後の成長戦略分野

今後の戦略産業分野

Ⅰ．アジアの所得弾力性の高い産業

Ⅱ．炭素生産性の高い分野

Ⅲ．少子高齢化による市場拡大分野

（１）インフラ関連／システム輸出（原子力、水、鉄道等）

（２）環境・エネルギー課題解決産業（スマートコミュニティ、次世代自動車等）

（３）文化産業立国（ファッション、コンテンツ、食、観光等）

（４）医療・介護・健康・子育てサービス

（５）先端分野（ロボット、宇宙等）

「Ｃｏｏｌ　Ｅａｒｔｈエネルギー革新技術計画（平成２０年３月経済産業省)」

重点的に取り組むべき「２１」の革新技術

（１）発電・送電分野（革新的太陽光発電等）

（２）運輸分野（燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車等）

（３）産業分野（革新的製鉄プロセス等）

（４）民生分野（次世代高効率照明、定置用燃料電池等）

（５）部門横断的な技術（高性能電力貯蔵、パワーエレクトロニクス等）

「環境エネルギー技術革新計画（平成２０年５月総合科学技術会議)」

低炭素社会実現に向けた我が国の技術戦略

（１）削減効果の大きな技術（高効率ヒートポンプ、省エネ家電・情報機器等）

（２）地域全体で温室効果ガスの削減を図るための技術（高効率鉄道車両、バイオマス等）

（３）温室効果ガス排出削減効果を高めるための技術の連携（再生可能エネルギー（太陽光発電・風力発電）と電力貯蔵（２次電池・キャパシタ）等）

＊詳細についてはそれぞれの政府決定文書をご確認ください。

公募に関する説明会・個別相談受付及びお問い合わせ先	所在地／ＴＥＬ＆ＦＡＸ＆ＵＲＬ	管轄する都道府県
北海道経済産業局 産業部 産業立地課	〒060-0808　札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎 TEL:011-736-9625　FAX:011-709-1798 http://www.hkd.meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 地域経済部 産業支援課	〒980-8403　仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎 TEL:022-221-4882　FAX:022-223-2658 http://www.tohoku.meti.go.jp	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 産業立地室	〒330-9715　さいたま市中央区新都心１－１さいたま新都心合同庁舎１号館 TEL:048-600-0272　FAX:048-601-1311 http://www.kanto.meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中部経済産業局 地域経済部 地域振興課	〒460-8510　名古屋市中区三の丸２－５－２ TEL:052-951-2716　FAX:052-961-7698 http://www.chubu.meti.go.jp	富山、石川、岐阜、愛知、三重
近畿経済産業局 地域経済部 地域経済課	〒540-8535　大阪市中央区大手前１－５－４４大阪合同庁舎１号館 TEL:06-6966-6011　FAX:06-6966-6077 http://www.kansai.meti.go.jp	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 産業部 産業振興課	〒730-8531　広島市中区上八丁堀６－３０広島合同庁舎 TEL:082-224-5638　FAX:082-224-5642 http://www.chugoku.meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局 産業部 産業振興課	〒760-8512　高松市サンポート３－３３高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8523　FAX:087-811-8556 http://www.shikoku.meti.go.jp	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 産業部 産業立地課	〒812-8546　福岡市博多区博多駅東２－１１－１ TEL:092-482-5435　FAX:092-482-5947 http://www.kyushu.meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課	〒900-8530　沖縄県那覇市おもろまち２－１－１ TEL:098-866-1727　FAX:098-860-1375 http://ogb.go.jp/move/	沖縄
経済産業省	〒100-8901　東京都千代田区霞が関１－３－１ TEL:03-3501-1511（代表）http://www.meti.go.jp 事業Ａ（サプライチェーンの中核分野）製造産業局参事官室　（内線 3641） 事業Ｂ（成長分野）商務情報政策局情報政策課　（内線 3951） 事業Ｃ（グループ化中小企業）中小企業庁創業・技術課　（内線 5351） その他　経済産業政策局経済産業政策課　（内線 2441）	
国内推進事業費補助金事務局	〒100-0005　東京都千代田区丸の内１－６－５　丸の内北口ビル (株)野村総合研究所　経営革新コンサルティング部 （国内立地推進事業費補助金事務局担当） 中村、中田、栗生澤 TEL:03-5533-2905　FAX:03-5533-2691 ※電話での受付時間、9：30～12：00 及び 13：00～17：00 E-mail:kokunai-ritti-jimu@nri.co.jp	